

1. 議事日程

〔令和3年第1回安芸高田市議会3月定例会第10日目〕

令和3年3月5日  
午前10時開会  
於 安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(16名)

1番	南 澤 克 彦	2番	田 邊 介 三
3番	山 本 数 博	4番	武 岡 隆 文
5番	新 田 和 明	6番	芦 田 宏 治
7番	山 根 温 子	8番	先 川 和 幸
9番	児 玉 史 則	10番	大 下 正 幸
11番	山 本 優	12番	熊 高 昌 三
13番	秋 田 雅 朝	14番	金 行 哲 昭
15番	石 飛 慶 久	16番	宍 戸 邦 夫

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

7番 山 根 温 子                      8番 先 川 和 幸

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(14名)

市 長	石 丸 伸 二	副 市 長	米 村 公 男
教 育 長	永 井 初 男	総 務 部 長	西 岡 保 典
企 画 振 興 部 長	猪 掛 公 詩	市 民 部 長	宮 本 智 雄
福 祉 保 健 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	大 田 雄 司	産 業 振 興 部 長	重 永 充 浩
産 業 振 興 部 特 命 担 当 部 長	行 森 俊 荘	建 設 部 長 兼 公 営 企 業 部 長	平 野 良 生
教 育 次 長	福 井 正	消 防 長	土 井 実 貴 男
総 務 課 長	内 藤 道 也	財 政 課 長	高 藤 誠
政 策 企 画 課 長	河 本 圭 司		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(4名)

事務局 長 森岡 雅昭 事務局 次長 佐々木 浩人  
総務 係 長 森岡 浩祐 主任 主事 岡 憲一



午前10時00分 開議

○宍戸議長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は16名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
続いて、日程に入るに先立ち、山本数博議員より、昨日の一般質問における質問の中で、訂正の申出がありましたので、これを許可します。  
山本数博議員。

○山本数博議員 おはようございます。  
市長にもちょっとおわびもあるんですが、昨日市長へ対する質問の中で、市長に失礼な言葉を言った部分があると思うんですが、あなたとかあなとかというような感じで質問をしたいうて、そのFacebookを見た人から指摘を受けました。その部分は、市長ということで訂正を願いたいと思います。よろしくお願いします。

○宍戸議長 以上で、発言の訂正を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○宍戸議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において7番山根議員、及び8番 先川議員を指名いたします。



日程第2 一般質問

○宍戸議長 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。  
昨日、質問の途中でありました山本数博議員の一般質問から行うこととしますので、発言を許します。  
山本数博議員。

○石丸市長 その前に説明があったほうがよろしいんじゃないでしょうか。  
いかがでしょうか。

○宍戸議長 山本数博議員、質問席で。

○山本数博議員 改めておはようございます。  
昨日に引き続き、副市長の全国公募の諸手続についてお伺いいたします。

副市長全国公募の諸手続で、昨日、業者を決めるに当たって、一般競争入札と指名競争入札と随意契約のいずれかの方法で行われているところで、随意契約を決められた経緯を質問いたしました。その質問の中で、私は167条の2の第1項について、1号、5号、6号、7号、8号、9号が該当するんじゃないかという質問をいたしました。

もう一つ、随意契約に至る前に副市長を募集する業務は特別な業務で、エン・ジャパンしか日本にはないのかいう、この近辺にはないのかいう合わせた質問をしておりました。私が知り得た限りでは、27社あるとい

うところで、私とすれば答弁によっては一般競争入札か、場合によっては指名競争入札でやられるべきじゃなかったんかということもまた聞こう思いよった。

答弁があったいうて、総務部長や副市長が答弁したじゃないかいうて言われたんですね。それで、いやこの部分について27社あって随意契約には当てはまらんと私は思いますいうて返事しとるんですよ。そこらで市長のほうから答弁は随意契約の今の地方自治法施行令167条の2の第1項の第2号でやったいうことを言われとるんですね。私は答弁にならないことで、ずっと議長に言うよったんです。

今日も時間も私も制限があるんで、それで随意契約の条文の2号でしないうことを市長は昨日言われとるんで、そのところは容認していくということにいたしますが、随意契約になった理由をお聞かせ願いたいんです。

今、私が調べたらエン・ジャパン以外にも27社ほど私が知つとる限りじゃ出てきたんですね。その辺を市長が答弁していただきたいというふうに思うんです。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 まず、議長、先ほども申し上げましたが、これ最初に説明があつてしかるべきではないですか。私昨日、勧告を受けてここに今日来てます。これ休憩取っていただいてももちろん結構なんですけど、このままよく分からんまま再開してよろしいんですか。

○宍戸議長 市長、質問に対する答弁をお願いします。

○石丸市長 休憩を取ることもかないませんか。

○宍戸議長 答弁をお願いします。

○石丸市長 では、反問権を使います。

二つあるんですけれども、順番でよろしいですか。一つずつですよ。

○宍戸議長 市長から反問権の申出がありましたので、許可いたします。

石丸市長。

○石丸市長 まず、1点目なんですけど、昨日の質問のくだりの中で、エン・ジャパンと私が云々という御発言があつたかと思うんですけど、あれについては憶測ということでもよろしいですよ。ということですよ。

○山本数博議員 憶測になると思います。

○石丸市長 ですよ。これは記録に残る発言ですので、くれぐれも御留意をいただきたいと思います。というふうに確認をしたいというのがこの最初の一つ目。

○宍戸議長 ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

山本数博議員。

○山本数博議員 今、市長の反問に対して、私の憶測になるかも分かんないですけど、話をさせていただきますが、1月4日に記者会見をされて、全国公募の会見をされましたですね。そのときは大体ほかの自治体では、市の行事の

場合は後ろのパネルですが、市のパネルを使ってそういう発表をされま  
すよね。どこのとも。

ただ、1月4日の後ろのパネルはですね、エン・ジャパンのパネルを背  
景にして市長は公募の発表をされた。これは、この業者の宣伝を兼ねた  
発表になるがええんかと思うたんです。いいです。公の場で公の仕事  
の発表を民間業者のパネルを背にして発表をされる。これがあって公  
平・公正の観点から、こういうことがあってええんかの。

もう一つは、質問の中で出しとんですが、契約額ですね。その辺で契  
約においてそういうことをされとったんなら疑うところがない。契約の中  
でそういうことがないのに、エン・ジャパンのパネルを背にして全国公  
募の発表をされる。そこをクエスチョンに思った。そのことを問おう思  
うたんです。

以上です。

○宍戸議長 市長、よろしいですか。

石丸市長。

○石丸市長 そもそも昨日、私勧告を頂くということになったわけなんです  
が、そのきっかけは山本議員の御発言でした。答弁になっていないと。でも  
そのときの御質問、これ一問一答なんでそのように答えたんですが、六つ  
あるうちのどれにあるんだとおっしゃいまして、正確には九つなんです  
ね。六つじゃなくて。

九つあるうちのどれかという私の解釈で、そのうちの第何条の2の2だ  
というふうにお答えしました。それで一問一答返してるはずなんです  
ね。それに対して答えがなくてないというのは、何か事実を誤認されてたの  
かなというふうに思ったんですが、そのようなわけではないのか、そう  
なのか。お尋ねします。

○宍戸議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

山本数博議員。

○山本数博議員 そうですね、誤認があったんかいうところがあったんですが、多少そ  
の誤認いうところもあったように思います。誤認いうところもありました。

というのはですね、この業務はそれに携わった人に聞いたんです。そ  
れに携わったいうても頼まれるほうで。その人が言うのにですね、一般  
的に100万円。安くて100万、大体相場が100万から150万じゃというふう  
に教えてもらとった。あなたのほうは随意契約されましたですね。

ただ、随意契約の条件に7号なんです。

○宍戸議長 山本議員、あなたではないです。

○山本数博議員 ああそうそう、すみません。市長。

誤認を認めるところはここじゃいうとこ言いよんですよ。そこを言わ  
せてくださいや。ね、いいでしょ。

相場が100万から150万いう相場じゃいう。それで発表が50万6,000円  
でしょ。約半分か、60万5,000円ね。約半分か3分の1でしょ、相場の。  
100万から150万、60万5,000円いうたら約100万にすりゃ半分じゃないで

すか。150万いうたら3分の1相当額じゃないですか。ちょっと高いけれども。

7号にですね、時価に比して著しくいう有利な価格で契約を締結することができる、できるですよ、見込みのあるときいうのがあるんですよ。時価に比して。これに該当しとるというふうに言われる、これじゃないかの思うて思いよったんです。それがあつたけえ誤認いうことを認めるんです。

以上です。

○宍戸議長 市長から反問権の申出がありましたので、許可いたします。

○山本優議員 動議。

○宍戸議長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時15分 休憩

午前10時16分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

市長から反問権の申出がありましたので、許可いたします。

○山本優議員 動議。

○宍戸議長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時17分 休憩

午前10時19分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

市長から反問権の申出がありましたので、許可いたします。

石丸市長。

○石丸市長 ちょっと私もどこまで何を言おうとしたのか。

今7番目に当たるんじゃないかという御指摘だったんですが、昨日の時点では6とおっしゃってましたよね。6個読み上げられて。実際は7じゃないかという今日の御発言、ごめんなさい。今私質問してる。

昨日はそこまでの言及はなかったというふうに記憶してます。昨日の時点では1から6どれに当たるんですかという御質問で、私が読んでこの調べたのが9つあって、その2番目に書いてありますというふうにお答えしたのが結果ですね。それで事実の誤認であったということで調整してよろしいでしょうか。

○宍戸議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

山本数博議員。

○山本数博議員 今、市長が言われた6項目、5項目ですね。昨日5項目ぐらいのことを言うたんですけども、随意契約にならない条件のところを入れますと、ごめんなさい、6項目を問うとんです、6項目をね。この6つのうちのどれかに該当するんじゃないかいう、6項目あるが、これの随意契約がで

きる条件に当てはまるものはないのではないかという質問をしたんですよ。項目でなくて、私が事実誤認じゃいうのは、今の167条の2の第1項の第6号、それがもしかしたら該当するのではないんかのいうふうに思いました。

市長の答弁の中がこの6号じゃ言われるんか思うんです。じゃが2号を言われたんです。2号。今の不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものとするときというやつを言われたんです。市はこれでいきました。

私が言うのは、これらに該当するとは思わんのじゃがいうことを言うとするんで、該当しませんということがあってもしかるべきです。そのようなんで、もう1つは、随意契約に該当せんのではないかいうことを言うんですよ。27社もあるんじゃけえ、随意契約には該当せんのではないかいうことを言うんで、その辺から、いやいや質問じゃないです。答弁誤認というのはそこらで、答弁になつたらんいうところを言いました。

以上です。

○石丸市長 ちょっと確認が必要なんで、反問権使わずにいいですか確認を。言い忘れだと思っんです。

○宍戸議長 理解できませんか。

○石丸市長 言い忘れだと思っんですが。

○宍戸議長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時22分 休憩

午前10時23分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

10時35分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時23分 休憩

午前10時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

以上で、反問権を終了し、市長の答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 御質問がどこからやり直したらというのがありますが、順番にいきます。

まず、九つあるうちの二つ目ですね、契約の性質、または目的が競争入札に適さないものに該当するので、随意契約を行ったというのが出発点です。これは一問一答になってますので、このようにお答えしてます。

昨日、勧告のきっかけになった答弁になってないっていうのは、私も質問に一遍に全部答えろと言われたら無理なんで、一つずつ質問をお願いします。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員 市長、すみません。もう二つも三つも重ねて言うと思ったものですから、もうごめんなさい。これでこらえてもらえりゃええんですが、あなたも昨日その影響で延会になったりして申し訳なかったです。

一問一答でいきます。

もう随意契約というのは理解しました。そうなってくると、金額なんですけどこれは分かるとるんで、金額の質問しとるんですが、60万5,000円、もうこれは分かるとるんでこの大枠1番ですね。これはもう質問を終わりたいと。

次の大枠2番の60万5,000円を契約されとるんですが、予算は何を使われたんかのというのがクエスチョンだったんです。これも予備費を充用されたいうふうに聞いたんです。予備費の充用というのは、一般的には緊急の場合や予算の不足が生じたときに行うものということが言われとるんです。少額もいうのも書いてありましたよ。予備費の充用ですね。

この間も言わせてもろうたんですが、専決じゃ予備費じゃいうたら予算を伴う。特に議会に関係するものということを考えてみましたら、その予備費の充用というのはこの一大事業の予算で議会へなぜ補正をされなかったんかなというところがあるんです。皆まで言いますと、これは時間もある、11月からやるいうて書かれておりましたよね。だから時間も十分あるんじゃないけえ、12月10日が本会議じゃったでしょ。そのときに補正出されとんですが、議長と相談されて10日じゃなくて、もうちょっと早うやってくれというようなところで、補正予算で議会の承認を得てやられるべきじゃなかったらうかい、そういうちょっと疑問を持ちましたので、質問させていただきました。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 私から一問一答と、くぎを刺しておいて何なんですが、思っていた質問をされなかったんで、ちょっとここでまとめてせつかくですのでお話をします。

7番目の項目、有利な価格で契約を締結することができる。これ結果としてそのようになっています。ただ、料金が最初にざっと提示されて、エン・ジャパンというふうを選んだわけではないんですね。なので、その二十数社、恐らく転職サービスをされている会社があったというふうなことだと思うんですが、その中で副市長の公募、これをやった企業はエン・ジャパンのみです。

なので、2番目ですね、性質・目的が競争入札、競争できない。ほかの人たちやったことがないので。新たなサービスを導入するってのはで

きるかもしれないですが、そのような状況でもないですし、その不確かなところにかけるわけにもいかなかったので、実績のあるエン・ジャパンに選んだ。その結果、お値段は安く済んだ。これはありがたいことづくしでした。

勝手にお答えして、元の御質問に戻りますと、予算についてなんですが、次の4月から就任を予定しています。ですので、そこから逆算して、去年の11月には事業を執行する必要がありました。ですので、12月の補正ではそこではもう間に合わないということから、予備費を充用し、予算を確保したということです。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員 今答弁をいただいたんですが、そうしたときに、その議会のほうの対応ですね。そこらはどういうふうに考えられたんですか。

議会の軽視いうところから考えたときにですね、そこら辺はどういうふうに考えて決断されたんですか。

○宍戸議長 山本議員、(2)の質問ですか。

○山本数博議員 そうそう、(2)の質問にもう入っとるでしょ。それと。

○宍戸議長 そこに移ったんですね。

○山本数博議員 宣言してから移りました。

市長、もう一回言いますよ。予備費を使うということは、今言われるように逆算してたらもう予備費の充用しかなかったということを言われとるんですね。それは工程表をずっといきやあ11月にはもう予備費を充用して、やらざるを得なかったということを今答弁されたんですが、それをやれば議会軽視になるということは思われたと思うか、それとも副市長なり総務部長がこれはちょっとまずいですよとかいうことがあったのか、なかったのか。まずいというのは議会軽視についてですよ。

そうしたら、みな答え言いますよ。やられるのは、やられてもよかった。11月の全員協議会の報告で、こういうふうになったからこういうことをやらせていただきましたということは言うてはいけんのですか。そういうことをされたんかどうか、まだ11月以降おりませんので、そういう議会での手続ですね。それがどうだったんかいうことを聞かせてください。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 反問権よろしいですか。

○宍戸議長 反問権ですか。

市長から反問権の申出がありましたので、許可いたします。

石丸市長。

○石丸市長 度々恐縮なんですが、議会軽視というのは、どういうものをもって何を指していらっしゃるんでしょうか。その具体的に手続にルールに定められたものに違反があったとか、そういう何かを指していらっしゃるのであ

ればそのように教えていただきたいんですが。

○宍戸議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。  
山本数博議員。

○山本数博議員 今回の議会と執行部というのは、御存じのように事業がありや予算を議会に出して、議会に承認してもらって執行していくというのが一般的なルールですよ。それがなくなったら、もう専決と予備費の充用で全部執行されるということになるんで、まず、議会を尊重するというスタンスがあればですね、今のこの副市長何とかプロジェクトという名前になってなかったですかいね。副市長を全国で募集するというのは市長の発案で、これは面白いのいうて思いよったんですが、これは市にとっちゃ一大事業だったと思うんです。金額は少なくとも、これは全国から募集するための、業者へ委託するための予算じゃいうことを議会にかけてやられるべきじゃいうのが。

○宍戸議長 山本議員に申し上げます。

石丸市長は、議会軽視かどうかということ聞いておられます。

○山本数博議員 前後を話せにや、市長も分かってもらえん思うんですが。

議会軽視というのは、はっきり言うたら大体補正予算をして、議会の議決をもらってやるのが一般的じゃというふうに思うんです。予備費を使うというのは、議会に何も言わずにあっこに金があるけえ、ほいじゃこれを使うてやろうかという、そういうふうに見える。で議会軽視だというふうに伝えたんです。

以上です。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 質問が幾つかあるなというふうには受け取ったんですが、まず、議会軽視の話だけでしますか。そこから付随してたかと思うんですが、まず、議会軽視云々の話ですけれども、全く当たりません。なぜか。専決、それから予備費というのが認められているわけです。これ使いつ放しで終わらないんですよ。その後に承認をもらいに行くんです必ず。必ず。そう手続に定まっています。そしてそれはきちんと踏んでます。

ですので、議会軽視何を指して言うのか。じゃあこの制度何のためにあるんですかというふうには私は思ってしまうので、当たらないと思っます。

付随したところのきっかけですのでお答えしますと、なぜこのタイミングになったかです。本当は一問一答で返すべきなんですが、それは、このプロジェクトを成功させるためです。1月4日に募集を開始しました。締切りは1月31日、1か月弱。もう短期決戦だったんですよ。ここで最大限宣伝をして、最大限人の関心を集めて、多くの人に動いて応募してもらわないといけなかった。

これは、御経験のある方がいらっしゃればお分かりになるはずなんですが、分散させちゃ駄目なんです。だらだらだらだらやります、そろ

そろやります、募集開始しました、まだやってるよ、いつからいつまでやるよ、そろそろ終わるよ、こう流したらですね効果が上がらないんですね。特にやるよって言って、おっ、面白いな、関心あった人、でもまだ募集始めてません。がっかりしてこういう人よそに逃げちゃうんです。なので、ぎりぎりまで引きつけて一斉に情報を公開する。これがストラテジーです。戦略です。それにのっとして今回のプロジェクト、最大限パフォーマンスが上がるように計算した結果です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員 今の市長の答弁は工程について説明されて、1月4日にスタートせにゃいけん、終わりも31日に終わらにゃいけん。そのために予備費を充用した。このように説明されたんですが、議会にも後で説明をするということを含言われましたですね。専決処分の承認も議会の後に報告するんじゃない。予備費も後に報告するということも合わせて言われたように聞こえたんですけど、じゃあその予備費を充用したということを議会に報告されたのはいつですか。

○宍戸議長 答弁を求めます。

西岡総務部長。

○西岡総務部長 予備費につきましては、報告はいたすようにしておりません。過去にもしたことがございません。

専決の話もございましたが、専決は基本的には議会から委任を受けた事項について行うわけです。また、予備費は流動性の部分はかなり広くありますので、議会で否決をされた部分以外については、幅広く利用はできていると思っております。

基本的な部分、予備費は流用ではございませんので、そこはお間違いないように。充用が正しいかと思えます。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員 今西岡部長から注意を受けたんですが、充用いうて言いよったつもりですが、歯並びが悪いけえ流用に聞こえたんじゃないやろう思いますね。充用、充用いうのは言いよったんですよ。

今のこういうことになるんですよ、市長。予備費を使うてええというのは私も分かるんです。予備費で今のような大事業ができるんだったら、次々次々に予備費でやられるようなことになっていくんですよ。そこはやっぱりブレーキをかけるなり、自制をするなりされることをせにゃいけんと思うんですね。

ちょっと聞きたいんですが、この予備費の充用を市長のほうから提案されたんですか。それとも職員の起案の中からですね、財源はこれを使いましょうという提案があったんですか、どちらですか。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長　ちょっと今最後の質問の前にお話しいただいたところも少し触れないといけないなと思ったんですが、予備費を充用して大きなプロジェクトができるというふうに評価をされてたと思うんですが、それ自体は別におかしくとも何ともない、問題ないことかと思えます。それを乱用してはならないというのはそのとおりだと思います。ただ、そのようにはしておりませんので、御安心をいただきたいというのが一つ。

御質問のほうにお答えすると、この財源については職員に相談しました率直に。私もあてがそんなにまだ深く理解をしていませんので、その上で協議をしてこの形になった。

○宍戸議長　答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員　どうもあのあれですね、議会軽視が拭い去れんです。

予備費を充用するというのは、正規の手续を取ったら問題ない、問題ないのでやろうやという世界へ陥りやすい。行政を長いことやったらですね、職員の提案と言いましても、議会のほうはどうするんですかというようなことの一つや二つあってもしかるべきじゃ思うんですよね。

それを石丸市長はなられてここらは事務的な技術なんです。事務的な技術じゃけわしは分からん。じゃあ、どがにすりゃええかのいうて問うたように今言われたんじゃが、そこで知恵を出す者はそこへいくんですよ。予備費使いますかいうて。やり方やあこれしかないですよ。時期やら何か言うたらですね。そこで忠告がつくんです忠告が。これをやりや議会の軽視にもつながるいうところがありますけどというようなところも、忠告が首長へは言うはずですよ。それを言う者が一人もおらんかったいうたら、余計にでも首かしげますよ。

私が言うのは、報告義務がなくてもですね、契約は11月のいつにされたんか知りませんが、全議員の集団のときに11月20日ですかね、あのあたりで大概全員協議会やっとするはずなんです、その席でこの重要な事項については報告があつてしかるべきじゃいうふうに思うんですが。職員からの忠告もなかった。11月20日に承認の義務はないですよ。ですが、議会の軽視の観点から言うと、その全員協議会のときですね、こういうふうにして充用して、こういう取組をさせていただいておりますということは議会に報告すべきじゃ思うんですけれども。

お答えをお願いします。

○宍戸議長　答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長　これももう反問権は使わないんですが、もう議員の発言の中に答え全て入ってると捉えました。

まず、正規の手续だとおっしゃいました。はい、正規の手续なんです。何の違反もしてません。そして、報告義務はないとおっしゃいました。なのに、議会に報告すべしっていうのは矛盾してますよね。

それで、その前に私はお答えしていますが、なぜこの並びになったのか、タイミングになったのか、情報をためないといけなかったんですよ。小出しにしていったら効果が上がらないんです。なのでぎりぎりまで引きつけて、一気に情報を出していった。途中で議会に経過報告していったら、効果が下がって元も子もないじゃないですか。

ここで大事なものは、副市長プロジェクトを成功させることです。いい人材を集めることです。全国、世界中から、議員の方々に安心してもらう、それも大事ですが、最初の目的、これを違えちゃ駄目ですよ。その前の答弁でお伝えしています。

最後もう一つ、職員の忠告があったかどうかなんです。職員は心配していましたよ。ただ、このような状況ですし、私がこれしかないよね、これしかないですと、議会軽視に当たりませんと決めて決めています。

正規の手続なのにおかしいというふうなことをおっしゃるんですが、今の職員において、規律の緩みはありません。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員 今、私が予備費の充用について法的には問題ないというて言うんですが、人道的に議会と執行部というところをどういうふうにご考えておられるんかということをお伺いしたかった。法律には違反しとらんじゃけんいいじゃないかと、今それを言われたんですよ。法律には違反しとらんと、あなた認めたじゃないですか、だから言わんでもいいじゃないですか。それでこのプロジェクトを成功させるためには、そんな暇はないと、忙しいんですよと、着々と進めていって1月4日の今の発表をせにゃいけん。その気持ちは分かりますけれども、じゃあいつ契約されたんですか。契約手続はいつからいつの間にやられて、契約日はいつなんですか。

○宍戸議長 答弁を求めます。

内藤総務課長。

○内藤総務課長 契約というふうな御質問でございますが、エン・ジャパンにつきましては、サイトの使用申込みということで申込みをしております。申込みにつきましては、3種類に分けて行っております。

まず一つ目の申込みは、令和2年11月13日に行っております。

それから、もう一つのお申込みがありますけれども、こちらのほうも同日、11月13日に行っております。

最後になりますけれども、最後の申込み、12月22日で申込みを行っております。

以上でございます。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員 今、申込み日言われたんですが、私は契約じゃないかと思ったんですが、また、随意契約とは違うような部類のものがあったんですかね。一問一答やな。今のことを聞きます。

随意契約じゃいうふうに思ったんですけれども、申込日じゃいう説明があったんです。ですから、随意契約とは違った形のものがされておるのかということをお願いします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

内藤総務課長。

○内藤総務課長 サイトの使用申込みをさせていただいております。サイトの使用申込みを行いました後、請書を取っております、この申込みという行為ですけれども、最終的には請書を頂いております、契約行為とこちらにとっては考えております。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員 わしもあと7分しかないんで、防災のことを頼まれとるんですが、時間がないんで、まだ払拭できんところがあるんですね、ここは。契約日からいったら、市長が言われるように、11月13日からスタートしたということは、工程から言って、1月4日を目指してスタートされた内容で、ここでスタートされたんじゃないかと、工程です。最終的に12月にまた請書を追加でやられとるんですが、私が言うのは、その法律には書いてなくても、議会と執行部のこの信頼関係からいうたら、報告はあつてしかるべきだったというふうに言うときます。ここは大事なことなんで。

次に、3番目の募集内容の安芸高田市への周知です。安芸高田市民への周知。私がここで問うとるのは、エン・ジャパンのところへ入って行って、その募集の内容を見ました。募集要項というのがあるんですよ。募集要項を見ましたら、年齢不問いうて書いてあったんです。ですから私みたいな70超えたもんも手を挙げてええと。その代わり、年齢不問いや、義務教育を卒業した人たちから元気な者ということになりますが、すべからく市民はその要項を見たら手を挙げられるいうもんだったように思います。で、なるだけ市民にその募集の内容は伝わるような告知の方法を取られたのか、いや、告知はここまででやめましたとか、告知はこんな方法を取りましたとか、そこのところをちょっと教えてほしいです。市民への募集要項の告知です。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 質問は受けていないんですがお答えしておくと、そうではなくて、質問として求められていないんですが、答弁を求められていないんですがお話ししておくと、議会との関係ですね。人道的というふうにおっしゃったんですが、恐らく道義的というニュアンスかとお察しします。その道義の問題でも、結局はこれは実務の話です。この順番だけは違えることができませんでした。もし可能であるならば、それはもちろんお伝えします。特に隠す理由がないときにはですね。でも今回は隠さなければならなかった。はい、その事情だけは御理解をいただきたいと思います。

本題のほうに戻りますと、これは反問権を使いたいところではあるんですが、募集をもっと公募したらよかったんじゃないかというお話だというふうに受け止めました。それについては、あの募集で適切だったと考えています。なぜか、山本議員、募集要項をお読みになったというふうにおっしゃったんですが、そこにこう書いてありました。安芸高田を改革していく人材を募集しますと。改革するほどの能力となると、当然、情報収集能力、インターネットIT関連のスキル、あって当然です。ですので、そこにしっかりと訴えていく。これが最上の手段でした。

- 宍戸議長 答弁を終わります。  
山本数博議員。
- 山本数博議員 市長が今言われたのは、対象人物のことを言われたんじゃないと思うんですけども、周知は何をされましたか。
- 宍戸議長 答弁を求めます。  
石丸市長。
- 石丸市長 何を指して周知とするかはあるんですが、1月4日には記者会見を行っています。これはいろんなところで報道していただきました。あとはお太助フォンですね。ホームページでも内容を出しています。
- 宍戸議長 答弁を終わります。  
山本数博議員。
- 山本数博議員 今、周知の方法、ホームページ、記者会見、もう一個何か言われたですね。そうか、お太助フォン。ホームページを見ましたけど、募集要項ありましたか。お太助フォンでも募集要項を掲載されましたか。
- 宍戸議長 答弁を求めます。  
内藤総務課長。
- 内藤総務課長 ただいまの御質問でございます。  
まず1月4日の共同記者会見の情報につきましては、市のホームページのほうでお知らせをさせていただいております。  
またその後、募集の経過につきましては、募集者の数等を市のホームページ、それから太助フォンで随時掲載をし、応募状況についてお知らせをさせていただいております。
- 宍戸議長 以上で答弁を終わります。  
山本数博議員。
- 山本数博議員 私が今質問したのは、お知らせじゃないんです。2,500人、全国で募集してますよというお知らせ、2,500人の応募がありましたというお知らせ、それを問うとるんじゃない。1月4日からエン・ジャパンのインターネットで入った募集要項を市民に分かるように知らせたのか問うたんです。で、記者会見されたという1月4日に電話がありましたよ、夕方、テレビでやりよるどいうて。これ、見損ねた。じゃあNHKは8時45分からローカルやるけえ、それを見ようと思ってずっと待って、9時まで待ったんですよ。そしたらやらんのですよ。ええと思うたんです。いつ見たらええんか。新聞には載りましたけれどもね。新聞には載ったんですけど

れども、通勤手当があるじゃの、保険は社会保険じゃの、そういうことは新聞には書いてなかった。週休2日制ですよというのも公募には書いてありましたですね。それじゃが、今の詳細のことや何か新聞には書いてない。月給70万円、それで条件何々いうて書いてある。新聞・テレビ、そういったものは行政からいやあ告知の手段じゃないんです。手段ですよ、手段ですけども、公的な安芸高田市の手段じゃないんです。私が言うのは、行政囑託員銭出して、行政がやることを配ってください、知らせてくださいというのがあるじゃないですか。あれが最善の周知方法です。それを通じて市民にくまなく知らせる。募集の中身を知らせる。そしたら中には石丸市長の応援団がおるんですよ。年配で。それを見たら、必死で親類関係者へ「あんた石丸市長助けちゃれえ」と、「帰ってこい」インターネットは見んが、活字だったら見えるんです。あなたの応援団が息子やら娘やら帰らせて応援しちゃれえということも考えられるんです。それで手を挙げるチャンスも与える。行政が知らせる義務を果たして、市民は知る権利を与えてもらう。これが行政の執行の在り方じゃと思うんですが、そこら欠けちゃおりませんか。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 反問権も使いたいですし、欠けていませんの一言で終わらせたいですが、お答えします。

まず、週休2日というふうに書いてありましたか。違うと思います。特別職なのでそういうふうな表記になっていないと思うので、御発言の中にはかなりの部分、不確実なものが入っているというふうに、今、捉えてしまっています。ですので、くれぐれもお気をつけください。その上でお答えします。

どのように周知するか、これはしっかりと検討しています。募集情報発信、これはエン・ジャパンのサイトを通じています。それこそ、さっきのサービスなんですね、申し込んだ、それを使っていると。その上で、興味がある人は、今の時代、自分で調べられるんです。さっきの答弁で伝えました。改革をする力としては、情報を集めるのは基本の基です。なので、そこまで手を回していません。ただ、市民の方にはちゃんと途中の経過も報告しました。こんなになっていますよと。

話はちょっと戻りますが、要項、その条件ですか、副市長の。これも、改めて市民の方に言って回る必要はないと思っています。なぜかと言うと、米村さんの待遇と一緒に、全く。新しい副市長に特別に設けたわけじゃないんですね。副市長というものは決まっているんです、箱が。それを米村さんのときもそうですが、その前からして市民の方は御存じなかったですか。知らんうちに決まっとった。分かるんです、分かるんです。全部開示されています。なので、あえてわざわざそれを市民の方にお伝えするようにはしませんでした。

もしする必要があるとおっしゃるなら、もっと前からそうすべきだと

思います。副市長という制度ができたときから、そのように、市政として、市民の方に、副市長という方はこんな待遇ですよと、もっと言ったら、市長という待遇はこんなですよと発信をするべきだと考えます。

○宍戸議長 内藤総務課長。

○内藤総務課長 先ほどの市長の答弁に補足説明をさせていただきたいと思います。

先ほど、市長が答弁いたしましたように、特別職でございますので、副市長のほう、休暇の定めは特別ございません。サイトを通じまして出しました募集要項の中にこういった記載をしておりますので、補足説明をさせていただきます。

ただし、夏季休日を基本に公務との調整になります。完全週休2日制（土・日・祝日・年末年始休暇）こういった形で、掲載はさせていただいております。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員 市長の答弁と私の考え方と市民に対する周知という部分については理解できません。というのは、インターネットができる人だけ参加ですよ、それができん人はもう。

○宍戸議長 山本議員に申し上げます。質問の途中ではありますが、質問の制限時間となりましたので、以上をもって質問を終了させていただきます。

以上で、山本数博議員の質問を終わります。

○山本数博議員 すみません、防災の関係、ありがとうございます。また今度言わせてもらいます。

○宍戸議長 続いて通告がありますので、発言を許します。

5番 新田議員。

○新田議員 5番、新田和明でございます。通告に基づき、大枠5点について質問いたします。

まず、質問に入る前ではございますが、このたびは昨日からの一般質問におきまして、質問と答弁がかみ合わない、見に来られた市民の方々には本当に御迷惑をおかけしております。

本来、市長は昨年9月、昨日もおっしゃいましたが、12月ともに、本来であれば誠実に答弁したいと、し切りたいという思いも私なりには理解しております。議員は地域や団体推薦で地域の課題解決や要望の実現、市政全般の課題解決のためにこの場に立っております。もちろん市長も市民に選ばれた方でございます。議員一人一人は地域や市民に選ばれ、また代表であり、市長は様々な思いがあるとは思いますが、どうか、最後の議員一人まで、誠実な答弁をどうかよろしくお願い致します。

それでは質問に入ります。

1番、飲料水についてでございます。

令和2年4月1日時点で、水道水の給水管の普及率は89.7%、2万5,372人であります。給水可能な地域でありながら、3,661人の方は使用され

ていない課題や、2,918人の市水道未普及地域へ向け、今後の対応についてお考えを伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 では、新田議員に倣いまして、お答えする前に少しお話をします。

昨日の騒動、大変申し訳なく思っています。全ての責任は市長、この私にももちろんあります。その責任をもって、なぜこのようなことをしたのか。思いつきではありません。しっかりと考え、もっともな意思を持って行っています。ぜひとも私が訴えたかったもの、それが何か、ぜひとも考えていただきたいですし、また折を見て、どこかの機会に、一緒にお話しできればと思います。

では御質問にお答えしますが、給水可能な地域で市の水道を使用されていないというのは、主には自己水源をお持ちである方だと認識しています。

ただ、この水道事業というのは、できるだけみんなが多く使ったほうが効率がよくなりますので、この加入促進はこれからも努めていきます。

また、市水道未普及地域についてなんです、これにおいては水源の確保が困難なこと、また家屋がばらばらと散在していることなどの課題があります。これについては、広域連携に参画していく中で、浄水場を集約しようと考えています。これによって課題が少しでも解決するように、これから進めていく考えです。

○宍戸議長 以上で答弁を終わります。

新田議員。

○新田議員 自分のところの水源があるということで理解はある程度できました。

給水可能なエリア、過去に多額のお金を出して、恐らく整備は、市はされていると思います。残念ながら使用されていない実態を今後どのように住民と、また行政が意見交換を行いながら原因を探る、またどこからスタートするかというところも急務じゃないかなと思います。私のところは残念ながら市水道がありません。本当に安心安全のためには必要かなということで思いました。

次の質問に入ります。平成31年3月末現在、全国の水道普及率は98%であります。広島県では94.6%の普及率であります。今後において、水道事業の効果が最大限に得られるよう、先ほど市長もおっしゃいましたが、広島県では水道広域連携として、県と市町で企業団を設立し、水道事業を一体化に運営する統合による連携として進んでいく方向性であります。10年後には広域連携による取組と実績で、将来の経営を見通し、検証した上で、会計の一本化と料金統一の可能性について検討を行うとしています。

水道未普及地域において、広域連携で給水可能な状況に本当に進んでいくとは思いますが、相当の時間を要すると考えます。

現在、未普及地域の飲料水は井戸水、もしくは山水を使用され、安心

や安全のためには水質検査が必ず必要と考えます。本市の水質検査は井戸ボーリングのみ飲的検査を義務付けていますが、その基準はなく、努力義務ということとなっております。

また6町の水質検査におきましては、公衆衛生推進協議会から助成金として2,000円から3,000円の補助をされている地域や、全く助成されていない地域もあります。

そこで次の質問に入ります。

飲料水として利用されている井戸水など、水質検査の費用負担や検査方法を6町で統一されていない実態、先ほど言いましたけれども、今後統一の方向性が望ましいと考えますが、市長のお考えを伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 まず、結論からお伝えすると、統一は有効ではないだろうと考えています。

その理由、背景なんですけど、まず現在、水質検査というのは安芸高田市公衆衛生推進協議会の「地域ぐるみ井戸水検査事業」というものが実施しています。その中で、検査方法というのは3種類あります。水源によって、浅井戸、ボーリング、山水などあるんですが、水質が変わってきます。ですので、基本となる11項目と追加の項目、この検査を希望される方もあります。これは任意なんですね。その水質に合わせて選べるようになっています。そうしたとき費用なんですけど、費用の負担は一般財団法人広島県環境保健協会にこの基本の検査を依頼した場合、一般個人ですと7,700円かかります。これを先ほどの地域ぐるみ井戸水検査事業を経由すると、6,050円になります。1,000円弱お安くなります。

その上でです。ここからがちょっと難しいんですが、吉田、八千代、甲田、向原というのは、公衛協支部がありまして、その支部ごとに助成金が出ます。ですので、実質的な個人の負担が3,050円から4,050円までばらつくという形になっています。

つまり、検査方法と料金というのは、それぞれの状況に応じて適切に、今、配分されているという姿です。私の実家も井戸水なのでとても気になるところではあるんですが、この厳しい財政状況の中、可能な限り無駄は省いていかなければなりません。そうしたとき、統一というのはあまりにもコストが大きい、ゆえに有効ではないというふうに現時点では考えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

新田議員。

○新田議員 確かに市長がおっしゃったとおりであります。ただ、この構成先のほうがないもちろん旧町もあります。その辺が少し課題かなと思っております。特に、先ほどの14項目のプランであれば、フッ素またはマンガン等々も確認できると、鉄分もですね。特にフッ素とかマンガンは人体への影響が懸念され、長年にわたって慢性的に摂取した場合、大きな病

気を発症する可能性があるとしてされています。鉄については、給湯器の早期故障の原因とされ、また誰もが経験されておると思うんですが、特に女性の方ですね、鉄分が、洗濯したら汗のところは黒くなると、私も調べて初めて分かったんですが、何で私のは黒いかなと思っていたら、やっぱり鉄分が入っているんだなということで実感したわけでございます。

安心安全のために検査できる体制整備が、私は必要だと思っています。今のところの市長は、当分の間はこのままという形でおっしゃいましたので、しっかりまた私も調べて提案していきたいと思います。

今後において、市の取組として、井戸水、山水、また市水道などの水質検査を行った状況を、どうか市のホームページで公開も考えられてはいかがでしょうか。安心安全の安芸高田市の水をアピールすることも必要と考えます。

次の質問に入ります。

市水道未普及地域における井戸設置時の飲的検査の費用、井戸ポンプや滅菌機等の新設や、故障時買換えの購入助成について、対応状況とお考えを伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 一個前の御質問で、私も一遍にしゃべればよかったんですが、少し遡行しますと、この公衛協の宣伝をするわけではないんですが、この検査というのは一回限りでは終わるものではないというふうにうたってあります。つまり、水質というのは変わり得るんですね。ですので、市民の皆さんそれぞれが適宜、適切に検査をしていただくというのが最も効率的であり効果的、無駄が少ない形になるのかなというふうに思っています。

御質問に戻りますと、補助の話ですが、水道未普及地域については、「飲用水供給施設整備補助金」により対応をしています。現状、この対象というのは井戸の掘削や水質検査のみで、ポンプや滅菌機等の新設や買換えには対応していないとなっています。

ただ、これは御指摘のとおり、ほかの市町を見ますと対応例がありますので、この対象と、あとこの金額ですね。この金額の多寡。これについても見直しを図っていきたいと考えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

新田議員。

○新田議員 三次市が先行しているということでは聞いているんですけども、特に井戸ポンプの設置、もしくは入替えというところで、費用的に20万円から30万円かかるということでお伺いしております。特にお一人暮らしの高齢者にとっては本当に大きな金額だと思いますので、どうか先進市をしっかりと研究していただいて、安芸高田市の新たな制度を確立されることをお願いしておきます。

次の質問に入ります。

学校給食についてであります。給食センターは今年4月で10年を迎える施設であります。施設のリニューアルが必要な部分があり、さらに設備メンテナンスについても年々経費が増大すると思われまます。今後の維持管理や方向性について伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 この給食センターの老朽化というのは、もう先送りできない非常に重要な課題だと捉えています。

特に、不具合が多く発生している蒸気配管については、既に改修の計画を策定しているところです。

今後についてなんですが、施設の長寿命化を図るのはもちろんなんですが、もっと長く、中長期的に見て、維持管理費を抑え、また予算を平準化していくためにも、施設全体の更新を計画的に進めていこうと考えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

新田議員。

○新田議員 先ほどおっしゃったとおりで、厨房などの蒸気による加熱等により、とにかく配管が痛む、そこから穴が開いて水が漏る、悪循環が続いているということで伺っていますし、私も過去にそういった仕事もやりましたので、確かにそのとおりだと思います。ステンレス使ってもいいところと、使ってはいけないところがある。業者の方にも確認してもらいました。しっかり修繕を行うということの理解をしておりますので、しっかり早急にまた御対応よろしくお願い申し上げます。

次の質問に入ります。

昨年、全員協議会で教育委員会から、野菜スライサーのプラスチック製カバーの破片が給食に混入した可能性があるとの報告がありました。子供たちに安心安全な給食を提供するためには、全てのスタッフの意識改革や日常業務のマニュアル化が必須と考えます。

その後の対応状況と緊急時学校の対応策について伺います。ここは教育長答弁でお願いします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 昨年12月、給食センターにおいて野菜スライサーの部品破片が混入した疑い事案を受け、その後対応した状況は次のとおりです。

まず、委託業者から「報告及び対応書」の提出を求めました。その後、各調理機器の取扱いの周知徹底と指導、点検時期の再設定、点検項目の記録再確認など、異物混入の防止対策を強化しました。

また、平成25年3月に策定した「異物混入時対応マニュアル」を見直し、調理過程での遵守事項を追加し、マニュアルに沿った対応を取ることを、現場調理員、センター職員に改めて徹底し、再発防止に取り組ん

でいるところです。

さらには、給食提供ができない事態を想定した緊急時の対応食として、常温でも食することができる「ごはん入りカレー」を用意し、各学校に常備するよう発注を行っております。

○宍戸議長 以上で答弁を終わります。

新田議員。

○新田議員 特にリニューアルした後というのが、民間でもお店、特にリニューアルした後というのはやっぱり緊張感あるんですね。いつの間にか壁が汚れた、床が汚れたとなったらだんだん掃除をしなくなる。掃除を行わなくなる。ある企業はこの机の下を掃除をする。なぜかというとなを掃除する人は必ず上がきれいになる。当たり前のことなんですね。そういったことで意識付けだと私は思っております。とにかく外が気になったら掃除する。そういったやっぱり日頃のことをやる中で、どんどん意識も変わっていくんじゃないかなと私は思っております。

子供たちは、給食を楽しみに学校へ行く、私もそうだったです。給食、今日の昼のおかずがこんなおかず、それを楽しみに学校へ行っていた記憶がありますので、時代は変わっていないと思っております。どうか細心の注意を払っていただき、視察なども定期的に、いついつ行きますよではなくて、最初は突然行く。それからいついつ行きます。どう変わるのかというのをしっかり見ていただきたいと思います。私も自営していたとき、大手の会社というのは突然来ます。それがある程度慣れてきたら約束して来ます。突然来るときと、約束して来たときは違うんです。それがだんだん、だんだん違わなくなるんですね。皆さんの意識が変わると。その辺をしっかりと見比べていただいて、こんなに給食センターが、例えばきれいになった、ごみ一つ落ちていない、意識が変わった、そういうのを取り組んでいただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

次の質問に入ります。

学校給食費の公会計について伺います。平成31年1月に答申を受け、学校における新しい時代の働き方改革として、環境整備と業務改善が提言されています。

本市の学校給食の会計処理が私会計として処理されていますが、教職員の負担軽減として、給食費、教材費、修学旅行費などの徴収金の管理等について、国からは地方自治体が行うこととし、公会計を推進しています。今後の取組とお考えについて伺います。

まず市長から伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 基本的には国が示している指針のとおり応じていくべきだと考えています。

もっとも課題があります。というのは、市役所というのは保護者の方

と直接関わる機会が非常に少ないため、公会計に移した際に、例えばですが、給食費の未納や滞納が生じやすくなるという懸念があります。

ただ、もう一回戻しますが、そうした課題を解決していきながら、学校現場の負担を減らせるよう、もちろん取り組んでいく考えです。

○宍戸議長 答弁を終わります。

永井教育長。

○永井教育長 公会計の答弁をさせていただく前に、先ほど、もろもろ議員からアドバイスをいただきましたが、学校給食における最上位目標というのは、常に安全安心の給食を提供するということだと捉えています。

そういう意味におきましては、参考にはさせていただきますが、議員、いつでも申し出てください。給食センターを案内します。私は安芸高田市の給食センターを自慢しています。いつもきれいです。特に強調したいのは、約65食にも及ぶアレルギー対応食を毎日提供してくれています。一人一人メニューが違うんです。大変な苦勞をしながら頑張ってくれていますので、ぜひ一度見学をしていただければというふうに思います。

公会計でございますが、給食会計の公会計化については、先ほど市長が答弁したとおりです。

給食センター発足以来、私会計として給食会計の口座を開設し、所長、副所長によって、その都度起票された支出伝票の確認、毎月の通帳残高の照合など、経理面での管理・監督を行っています。

国が公会計を推進している県に関連しましては、学校の働き方改革が待ったなしの状況にありますので、検討が必要だと考えています。しかし、完全な公会計に移行するという事になれば、システムの構築化、さらには職員の確保等、課題が生じてまいりますので、市長としっかり協議し、指示の下に適切な対応を取っていきたいというふうに考えております。

○宍戸議長 答弁を終わります。

新田議員。

○新田議員 教育長の答弁を聞いて安心しました。今度またお話しして、ぜひとも行かせていただきたいし、また給食の試食をさせていただければと思います。保護者の方からはやっぱりおいしいということももちろん聞いていますし、安心安全のために配慮されているということももちろん聞いています。

さらに施設という部分で今回お話させていただきましたけれども、特に給食費として約1億1,500万円を保護者から預かって、本当に有効に使っていただいているということも聞いております。

余すところなく、子供たちに最大の満足を与えていただければと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

次の質問に入ります。

携帯電話不感地域解消に向けた取組について。国の考え方として、不感地域をなくす動きにはなっていると思います。しかしながら、幹線道

路に面していない集落や、人口の少ない中山間地域では不感地帯が存在しております。

残念ながら本市において、電波基地局の未設置箇所があり、重要な課題だと受け止めております。

市の告知放送はお太助フォンで確認できるが、市のホームページの詳しい検索や市からのライン等の確認方法は、Wi-Fiが届かないところでは、電波を使うしかありません。

そこで、本市の携帯電話不感地域について、現状と課題、今後の方向性についてお考えを伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 まず現状なんですけれども、携帯電話については毎年度、中国総合通信局というところが行っている「携帯電話等エリア整備事業の要望調査」というもので不感地域の状況を報告し、そして解消されるよう要望をしています。

現在は、市内で12の地域、そして約50世帯が自宅で携帯電話を利用できない状況であると把握しています。

ただ、これは要望しているんですが、通信事業者からは、費用対効果等を理由に、この整備はとても困難であると回答を得ています。

ですので、市の方針としては、今後引き続き要望はもちろん上げていこうと考えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

新田議員。

○新田議員 12か所50世帯ということでありましたけれども、実際、電波が1本立っても通話が可能な地域もあれば、全く通話が不可能な地域ももちろんございますので、もう少し多いんじゃないかなと私なりに思っております。どうかその辺の取組をしっかりと行っていただき、次の質問に入ります。

防災ツールとして緊急通報やコミュニケーション機器、情報端末として多岐にわたって機能が搭載しているスマートフォンや携帯電話。価値を最大限に発揮していくためには、ネット環境はもちろんのこと、通話環境も必要であります。

そこで、先ほどの質問とちょっと重複しますが、不感地域解消に向けた取組として、通信事業者にエリア改善の働きかけを今後どのようにされるのか、お考えを伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 先ほど御説明したとおり、通信事業者に向けては市から要望調査を通じて働きかけていきます。

事業者に聞いたところ、自治体が要望を出すよりも、実際のユーザーからの要望が効果的であると聞いています。ですので、ぜひとも、個々

人のと言いますか、市民の皆様から声を上げていただきたいと考えています。

その際、要望書の作成については、市役所の情報管理課が手伝えるということですので、こちらを活用していただければ幸いです。

○宍戸議長 答弁を終わります。

新田議員。

○新田議員 この問題は、私もその関係に過去にいました。今はもう全く仕事を辞めていますので、大変な問題であります。特に自治体が動くということは、ほぼ今まで聞いたことがなかったので、私としたら、そこまで本気なんですよということを見せていくということが、さらにまた上書きされるんじゃないかなと思っておりますので、市長に重たいことなんだという意識を持っていただいて、私ももちろん持っております。不感地域を回らせていただいて、自分なりにはインターネットを介して、エリア拡大を3キャリアをお願いしております。

さらにやっぱり、市民の声を基に要望書も作ってくださるということも理解いたしましたし、どうか市長名で一緒になって、通信キャリアのもとに行くということもあっていいんじゃないかなと私は思っていますけれども、その辺を市長に聞いてみたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 新田議員の御質問は、一緒に要望活動をしようということだと受け止めたんですが、はい、機会があればそのようにさせていただきたいと思えます。

○宍戸議長 答弁を終わります。

新田議員。

○新田議員 先ほどおっしゃったとおりで、不感地帯として、大きく言えば、吉田町印内地域、高宮町の用地地域、美土里町の青地域を含めた幅広く、まだまだ情報に上がっていないところもあると思います。

ある不感地域の方から要望としてお聞きしたり、都会から草刈りに帰ってくる方が、ここ電波が届かんよねということも聞いています。また持病をお持ちの方で緊急時の対応に困ったとか、固定電話がないため、携帯電話が必ず必須、電波が入らないといけないということとか、農作業をしている家族と連絡が取りたいけれども、連絡が取れない。電波が入って当たり前の時代に不感地域の解消をどうにかできないかと、切実なことで伺っております。

私も昨年9月に総務省に直接お願いしに行かせていただきましたし、さらに、中国総合通信局にもメールで現地と電波状態と困っていらっしゃる方も含めてその声をお届けもさせていただいております。

どうかその辺をしっかりと市長の中で取組を開始するという思いだけは持っていただいて、その上で、今後将来にわたって5Gということで、本当にAIを使って当たり前の時代が恐らくきます。こうやってこの画

面を見ながら遠隔で機械を動かせる時代ももう来ています。もう実証実験も三次の企業がやっていました。そういった時代にもう入っていますので、どうか重要な問題として取り組んでいただきたいということをお願いします。

次の質問に入ります。

産婦人科誘致の考え方について、市長は施政方針の中で、妊娠期から子育て期における母子のワンストップ支援であるネウボラ構築に取り組みます。具体的には保健師、助産師を新たに配属するほか、循環育児相談や産後ケアといった事業を実施する計画とあります。

市民から、産婦人科を誘致してほしいとお聞きしております。

そこで、議長、次の質問に入ります。

令和3年1月1日における0歳から4歳の人口は713人、5歳から9歳は1,008人となっていて、団塊の世代70歳から74歳に比べてみると約3分の1の状況であります。

この現状をどのように受け止め、安心してお産ができる環境に向けた取組と、今後の展開についてお考えを伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 反問権を使いたいところではあるんですが、一答することでまずお返ししたいと思います。

この現状をどう思うかなんですけれども、子供が少ないなと捉えています。そのとおりです。

これはなぜこのように言うかですね。この少子化という話と、お産ということだったと思うんですが、産科の有無、その多寡、多い少ないという因果関係ですね、非常に大事です。鶏、卵の部分はあるんですが、因果関係は非常に大事ですね。まずは子供が少ないなという、その事実だけ捉えています。ここまでお答えします。

○宍戸議長 答弁を終わります。

新田議員。

○新田議員 私なりに病院を回りながら調べてまいりました。産婦人科のドクターを誘致事業として来ていただくということだけでも、3名体制にしないといけない。そこだけでも約7,000万円の報酬が必要と、助産師さんについては6名必要、約4,000万円以上かかると、それだけでも約1億円以上の費用がかかるということや、新生児に関しては、200人以上生まれないと企業的には存続できないということも伺っております。特にお産の場合は、リスクマネーなど、予期せぬこと、事態に準備するということが必要だということも伺っております。

また、人材確保の面からも、ドクター、また看護師、中山間で集めるということは、とても大変なことで、お医者さんの先生ももちろん高齢化も進んでいますし、どうやって人を見つけてくるかという面と、さらには広域連携ということで、だんだん病院も広域化しているということ

もお聞きして、本当に厳しい環境の中で、どんな施策が人口増、これから必要なのかということ、私なりにちょっと考えてみました。病院がないのであれば、例えば、市民病院付近、もしくは三次中央病院付近にお産前の待機宿泊施設の確保とか、例えば、妊産期、もう生まれるかも知れんということに関しては、例えば、タクシーチケットをお渡しするとか、そういった何らかの形で安芸高田市として配慮できる、何かそういった施策はできないかということで市長に伺ってみたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 この前の答弁を早く終わらせた理由は、新田議員のお考えの背景を伺いたいということだったんですが、今の御質問の中に含まれていましたので、私なりに整理をさせていただきました。

恐らく子供が少ないのでその環境を整えましょうという、そういう仮説かと思うんですが、これは成り立ちません。はっきり申し上げます。

少子化の背景は、未婚化と晩婚化です。人が結婚しなくなったから子供が生まれなくなっています。これが主因です。実際に、結婚したカップル、男女、夫婦ですね、ここから生まれる子供の数というのは20年、30年前も2.2人とかなんです。直近、2010年ぐらいだったと思いますが、これでも2.0とかです。結婚したら大体2人子供が生まれるんです。今でも。多少前後はあります。大体生まれます。

でも、それでは説明し切れないほど子供が減っているのはなぜか。私もそうなんですが、もう38でこの年で結婚してない。こういう人がたくさん増えているからなんですね。

だから、子供が減っている。そして、産科が減っているんです。この因果関係ですよ。逆じゃないです。確かに、個々の事情を聞いてみれば産科が少ない、出産前後のケアが少ないので生みにくいという声もあります。声は。そしてそれはもちろんそれぞれにケアしていく必要もあります。そのように方針も出しています。

ただ、これは人口減とは違う問題です。人口動態というのは、そんなミクロな政策じゃ動かないんです。中国の一人っ子政策ぐらいやらないと無理なんです。そこに早くこの国は気づかないといけない。

なのであえてここで申し上げます。実際、県内23市町ありますが、そのうち、産科がある分娩のための病院を持っていないのが5市7町。半分以上はもう既に自前の施設がないんですね。維持できないんですよ。なので、少々病院を増やしたぐらいでは、いっぱい子供を産めるかといったらならないんです。

話を戻しますが、御質問にあった、この産科に関わる課題ですね。これはこれとして、私はしっかりと取り組むべきだと思っています。私がおここにこうしていただけるのも産んでもらったおかげです。その後も育ててもらいました。ですのでそれでそれは本当に尊いことだと思うので、しっかりと行政サービスとして支援をしていく覚悟です。

少しお話をすると、主にはハードではなく、ソフト面です。箱物を作ってというのは莫大なお金がかかりますので、そうではないソフトの面で各種支援を検討しています。準備をしています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

新田議員。

○新田議員 はい、どうかよろしくお願いいいたします。私は子供が3人いますけども、親から言われたのは、3人子供を育てんと親の恩返しはできんよということを小さい頃に言われたことがいまだに残っていて、3人は子育てを頑張ってはいますが、我が子も結婚していません。娘は結婚して子供を、今遠くにいるので里帰りして、ただ里帰りしたときには病院が欲しいと市長さんに言っとってというのが生の声でしたので、様々な社会背景があると思うので、安芸高田市にぴったりのプランをつくってくださることを私は重要と思っております。

次の質問に入ります。

行政改革について。人事評価制度の運用を通して、職員の意欲、能力のさらなる向上を図るとされています。市長は民間企業の第一線で活躍されていたので、人材育成方針も大きく変わるのではないかと思います。

人材育成の考え方について、市長に伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 まず、人事評価なんですけれども、これにおいては、目標と成果の管理。これが必要になってきます。そのために組織体制、そして業務の内容、最後に人の配置、これを見直していこうとしています。

また、人材育成に適した環境、要は有能な職員や人材が育つ環境というのは、E Sですね、従業員満足度。働いているみんなが満足している。これが高い状態だと捉えています。

その意味では、先ほどの人事評価の中に、多面評価、360度評価というものも導入してはどうかと考えています。360度というのは、普通は自分が働いていて、上司が評価をしていくのが普通だと思うんですが、ではなくて、自分の部下、もしくは同僚、ぐるっと一回りして、どんな人ですか、どんな仕事をしていますかというのを評価してもらうシステムです。これは牽制機能と言えばそうなんですが、お互いを思いやりながら評価をしていくというシステムですので、先ほど申し上げたE Sですね、従業員満足度、これの向上につながると考えています。

○宍戸議長 以上で答弁を終わります。

新田議員。

○新田議員 大手の商社、もしくはメーカーからは聞いたことがありますし、私たちがCSということで、顧客満足度ということで常に評価されていたので、市長がおっしゃりたいことはよくよく理解はできます。

今現在、不透明な社会情勢の中で、想定外の対応力、今後は必要にな

ってくると思います。見える学力と見えない学力ということを知ることでもありますけれども、いわゆる貴重な体験を踏まえた対応力だと私は思っております。多様性、共生、想定外を視野に入れた研修を受けることが今後は望ましいんじゃないかなと、またそうあっていただきたいと私は思っております。

市長がおっしゃる法令遵守、コンプライアンスの研修はもう当たり前であります。先ほど市長がおっしゃったのはハード部分だと思います。

次の質問に入ります。

行政経験の基本姿勢及び方向性の中で、「人事評価の見直しを含めた人材育成の強化に注力」とありますが、若手・中堅・ベテラン職員や管理職の部長級に対し、どのような人材育成の方針をお考えか伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 方針ということでしたので、少し抽象的になるかもしれませんがお答えしたいと思います。

全ての職員に対しては、共通して、自分で考えるということを鉄則にしています。就任以来いろんなところで伝えてはいるんですが、固定観念にとらわれない。あるべき姿を追求していくという姿勢です。

これができるようになれば、この前に新田議員がおっしゃった、想定外の事態にも柔軟に機動的に対応することができると思っています。

そして、主体的に仕事に取り組めるようになれば楽しいですね。自然と能率、効率が上がっていくと思っています。

そして、階層ごとにというふうにおっしゃったんですが、もう基本は貫徹して自分で考える、これに尽きると思います。入った1年目の職員、5年目、10年たつて部下ができて、部長になって、それぞれでなすべきことは何か。もちろんこっちから指示をして伝えることもありますが、言われるまでもなく、自分でそれを考えていく。この必要がとても今、特にこの市役所には大きいと捉えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

新田議員。

○新田議員 主体的に自分で考えるということを市長は今おっしゃったと思います。

ここで提案があります。今、対話するということがすごく私は大事だと思っていますので、アサーティブネスという研修方法、市長は御存じだと思うんですけども、この研修の4つのキーワードとして、まず誠実である。率直、対等、自己責任、この4つであります。自己主張することでも、自分の意見を押し通すことでもなく、自分の気持ちや意見を相手の気持ちを尊重しながら誠実に、率直にそして対等に表現する。これはトレーニングであります。本当に伝えたいこと、伝えたいと思っていることを適切な言葉で伝えていく。コミュニケーションの問題がリスクになる時代だからこそ、真正面から取り組む必要があると私は思っ

います。これができるば、ハラスメントということは起きてこないと思います。

ある校長先生からも聞きました。全く同じような内容だったんですね。びっくりしたのが、これからの社会を生き抜く力として、子供たちに訴えているとお話されていました。これも4点です。人を大切にする力、自分の考えを持つ力、自分を表現する力、チャレンジする力。最近のSNSなどで書き込みされているデマや内容などをうのみにしない。自分自身の考えを周りに伝えることや、対話を通して表現していく。失敗したら新たな表現で行動してみるなど、教職員の声を基に、一人も取り残さないということをテーマに掲げて、スタートして子供たちに訴えていってほしいということでお聞きしております。

ほかの自治体のどこにもない、新たな人材育成方針を打ち立てることが必要と考えますが、この必要というところで、市長の今のお考えをお伺いしたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 これはもう必要はあるという答弁に尽きます。

もう少し補足したほうがよろしいですか。

もう大部分お話してくださったので、そのとおりだと思います。

アサートという言葉、アサーティブネスのもとアサートというのは主張するとか、語るという意味なんですね。これは日本人、結構苦手です。そういうふうには習ってない、教えられていないんですね。でもこれこそ、今、これからの時代には必要です。それこそ私は今ここに立っていますが、アサートしています。でもこれは市長じゃなくても、市民の方がどんな仕事に就いていても、それこそ学校の中でも必要になってきます。ダイバーシティという片仮名を使っていますが、多様性です。個が個として認められるべき時代になってきています。そうしたときに、アサートという力、自己を認識し、主張する力、そしてそれは、議員がおっしゃったとおり、みんなに認識してもらおう力、共感を得る力、ここにつながりますので、必要性は本当にしっかりと感じています。

○宍戸議長 以上で答弁を終わります。

新田議員。

○新田議員 それでは最後になります。

次の質問に入ります。最後になります。

市民から、市役所に行っても市長はなかなか面会してくれない。意見箱は本当に見ているのかとお聞きします。

市民からどのような意見や要望が出されているのか、公表はされないのか、お考えをお伺いします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 これも反問権を使いたくあるんですが、含めて、私の解釈でお答えし

ます。

まず基本的に、市民の方に限らずですが、個人からの面談のお申入れはお断りをしています。これは、例えば市民で言えば、2万8,000人、有権者だけでも2万3,000人です。ひとしく扱えません。一人10分でお話ししたとしても、23万分、日数に換算すると160日かかります。24時間フルですよ。市長というのは執行機関の長ですので、ほかの業務がある中で市民との対話160日を捻出することは、任期4年間を使っても無理です。ですので、特別の誰かの声だけを聞きにいったら、わしの話も聞けと、私の要望を聞いてくださいと、あるんですが、それは非常に偏りが出ますのでお断りをしています。

これも併せてお伝えしていますが、だからこそ、この場があります。議員の方がいらっしゃいます。市民の代表、代弁者というものが存在しているんだと認識をしています。例えばですが、160日、16人で割ると10日です。10日。24時間換算ではありますが、10日間フルに費やせば、1年間で16分の1の市民と対話できそうじゃないですか。できると思います。実際、新田議員やってらっしゃると思います。

ですので、改めてお伝えするのは、市長というのは行政機関、執行部の長です。もちろん市民の意見、市民の反応、市民の思い、それは統合しています。統合していきます。ただ、個々には残念ながら聞けません。これは不可能です。ゆえに、改めて議員の皆様をお願いします。そして、市民の皆様にも正確な理解を持っていただくよう、改めてお伝えをします。

その先なんです、市政に対する意見や御要望、これは市役所自体も受け付けています。主には2つです。一つは、ホームページの問合せというフォームがあります。これはデジタルですね。もう一つは、市役所は各支所にあります意見箱、これはアナログですが、紙に書いて、手書きで結構です。投函できるというものがあります。

それらに集まった御意見、御要望というのは、担当課を経由し、ちゃんと私まで届いています。市役所は判この習慣がまだまだありますので、ずらっと判こが並んで、最後に市長というところまで押します。ですので、それについてはどうぞ御安心ください。

ただ、これを公開していくということについては、有用性が低いということから、現在は考えていません。

○宍戸議長 答弁を終わります。

新田議員。

○新田議員 2万8,000人をひとしく面談というのもできないということで理解しました。

市長のツイッターの中でも、お近くの議員を頼りにされてみてくださいということでありました。早速知り合いから連絡がありました。それでも市長に会いたいということの御連絡だったので、市長は郡山で掃除をしているということが書き込みされていたので、今から郡山に行きま

すという電話があったんですが、その日は平日なので恐らく市役所だと思えますということもお伝えさせていただきました。それほどやっぱり行政の長には興味を持たれている方も随分多い。もちろん我々議員は、それぞれ地域であれ、先ほど言ったとおりなんで、団体であれ推薦されて出てきて、皆さんの、市長おっしゃるとおりで、様々な意見、要望をお聞きする。そういうようなものがどうやったらできるんだろうか、どうやったらこの市政がさらにまた発展できるだろうかということを考えてこの議員全員だと私は思っています。どうかそここのところは大事にさせていただいて、もちろん意見を交わしながら、また討論しながらそういったことも今後についてはやっていきたいと思えます。

最後ですが、できることなら市長、地域に出させていただいて、例えば、振興会なり、そういった地域の団体なりへ、聞かれることも私は大事だと思っておりますので、最後のその1点だけ、市長の考えを伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 私も全くそのように認識をしています。ゆえに、聞く、意見を伺うということは重きを置いて取り組んでいます。事業として実施をしています。

議員は御参加いただいたかどうか、ちょっとうろ覚えですが、Meet-upというものを行っています。もしまだお立ち寄りでない方いらっしゃれば、ぜひとも一度、議員の方であればどの会でも結構です。ぜひお越しください。

どの会でも結構と申し上げたのは、基本的には対象を区切っています。テーマを区切っています。みんな集まってさあどうぞとやると、收拾がつかないんですね。それこそ大人だけでも23,000人、うわあとなって、盛り上がったようには見えますが、得られるものが乏しくなります。ですので、今回はこれ、次はこれというふうに区切りを設けています。そのほうが効率的に意見を集められますし、こちらから発信することもできます。ですので、この形を市長としてはとっています。

ちなみにですが、もう来年度の4月以降のMeet-upのスケジュール、1年間分作っています。これは順次公開していきますので、もちろんこちらから広報はするんですが、近くの方に、今度こういうのがあるよとぜひ御案内をしていただければと思います。

○宍戸議長 答弁を終わります。

新田議員。

○新田議員 以上で一般質問を終わります。（拍手）

○宍戸議長 傍聴席の皆さんにお知らせします。

以上で、新田議員の質問を終わります。

傍聴者の皆さん、会議中ですので、私語、その他いろんな行動をしないでいただきたいと思えます。

これより、13時まで休憩といたします。

午後 0時09分 休憩

午後 1時00分 再開

- 宍戸議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
続いて通告がありますので、発言を許します。  
2番 田邊議員。

- 田邊議員 2番、田邊です。初めてこの場に立たせていただきます。非常に緊張しておりますが、しっかりと質問させていただきたいと思います。

質問の前に、先日と言いますか、少々混乱が起きて、質問が本日ということになりました。以前から、市長が議会に対して対話を求めるということがありました。その中で、話す内容にこだわらず、対話をしていきたいという文書も出され、昨日、議長の報告から、恫喝、居眠りに関しては議会は受けないけれども、今までも市長との対話をする意思はあったことを確認しました。私の認識としては、お互い歩み寄ったのではないかと感じております。

そのような、お互いが対話をするという意見が出ましたので、先日、市長が対話をされない議員とは答弁をしないと言われていましたけれども、対話をする意思があるということも示されましたので、議員全員にしっかりとした答弁をしていただきますよう、ぜひともよろしく願いいたします。

それでは、質問に入りたいと思います。

新型コロナウイルスワクチン接種についてお聞きいたします。

厚生労働省のホームページに新型コロナウイルスワクチンの接種順位が示されております。慢性の呼吸器の病気、心臓病や腎臓病などの基礎疾患のある方という項目があるんですけども、そういった方の対応を市ではどのように対応されるのか伺います。

- 宍戸議長 暫時休憩いたします。

午後 1時02分 休憩

午後 1時03分 再開

- 宍戸議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
答弁を求めます。  
石丸市長。

- 石丸市長 御質問にお答えしますと、基礎疾患のお話だったかと思います。これについては、国から指示が出ています。ワクチンの接種を希望される方、全員じゃない、希望される方は、接種の際に申し出てくださいということになっています。

それについては、このことを含めてなんですけど、新型コロナウイルス対策、その一連の対応という中では、しっかりと情報発信をしていく考

えです。

○宍戸議長 以上で答弁を終わります。

田邊議員。

○田邊議員 国からの指示ということですので、ただ先ほどの答弁では、接種の際に基礎疾患等を確認するという回答だったんですけども、いわゆるワクチンの接種順位というのは、一応厚生労働省、国のほうで示されている中で、基礎疾患のある方というのが順位があります。ということは、事前にその順番の方なんだと、例えば、僕はぜんそくがあります。いわゆる呼吸器の疾患です。となるとその他になるのか、基礎疾患のある方になるのかが分かりません。もしその他であると思って、ワクチン接種に行ったときの問診で話をする中で、基礎疾患があるよということになってしまうので、順位が合わなくなってくるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○宍戸議長 答弁を求めます。

大田福祉保健部長。

○大田福祉保健部長 接種の優先順位でございますけれども、田邊議員御存じのとおり、1番が医療従事者、2番が高齢者、3番が基礎疾患を有する者、ですから高齢者で基礎疾患を有する方というのは2番に入ります。田邊議員さんがおっしゃった65歳ではないんですけども、基礎疾患を有する方というのは3番目という形になります。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田邊議員 基礎疾患と一概に言いますが、同じ病気であっても状態は人それぞれですし、そういった方で順位を決めたり、線引きをするというのは非常に難しいと思います。

また、そういった方をどういう形で通知するかというのもまた非常に困難かとは思いますが、これはまた次の質問で出させていただきますと思います。

それでは次の質問に移ります。

新型コロナウイルスワクチン接種類型は「臨時接種」となっており、努力義務が課せられております。そのため、市民の中には「接種しなければならない」と誤解されている方がおられます。

本市は情報弱者である高齢者が多く、ワクチン接種に関する情報提供や広報をどのように行われるのかお伺いいたします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 今御指摘いただいた努力義務の言葉が示すとおり、できるだけ接種をしてくださいというのが、このワクチン接種となっています。

ですので、「あなたも受けなさいや」というふうに強要するのも控えなければならない。ですので、このあたりは非常に丁寧にしっかりと情

報発信をしていく必要があると捉えています。

もう一つ申し上げれば、接種券というものをこの先お配りしていくわけなんですが、それを受け取った後、努力義務ですので、自らの意思で受けますと、申込みをしていただく必要があります。なので、それを受け取って、自らの意思で、ここまでが努力なんですね。なのでこのあたりも正確に情報を伝えていく必要があると思っています。

その媒体としては、主にはお太助フォンであり、市のホームページです。あとは間もなくリリースされますが、「広報あきたかた」そこでも紙面を割いて情報を整理していく考えです。

○宍戸議長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田邊議員 いろいろな方法で広報されるということが分かりました。もうちょっとこの後で詳しくお聞きしたいんですけども、その前に、やはり副反応のリスク等もメディアなどで発表されています。しかしながら、詳しい情報はなかなかありません。例えば、卵アレルギーのある方は、インフルエンザの予防接種は副反応のリスクが非常に高く、接種をしないということがあります。

新型コロナウイルスワクチンは、こういったアレルギーを持たれている方がとか、こういった病気のある方がリスクが高いというような、そういった情報が市のほうではどのぐらい把握されているのか教えていただきたいです。

○宍戸議長 答弁を求めます。

大田福祉保健部長。

○大田福祉保健部長 先ほどの市のほうでの情報把握、これにつきましては、厚生労働省が発表している情報を主に考えております。

現在、医療関係者への接種が始まった状況の中で、その中でも副反応、テレビでも放送されておりますけれども、そういったもの、特にこの疾患において状況が悪化する可能性があるという指示は今のところ出ておりません。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田邊議員 やはり新しいワクチン、情報がなかなかない、見る機会も少ないという中で不安を持たれている方がたくさんおられますので、そういった情報が分かり次第、どんどん発信できればなと思っています。

先ほど市長の答弁にもあったんですけども、ワクチン接種をするかしないか、それはいわゆる接種するリスクと接種をしないリスクを考えて、自分で判断し、決めなければならないと思います。そのためにも、先ほど言ったような副反応のリスク等非常に重要だと考えます。しかしながら、やはり情報弱者という中で、ホームページ等をなかなか確認できないということがあったりすると、その情報をなかなか行き渡らせる

ということは困難だと思いますし、新しい情報が次から次へと出てくるというのが現状だと思います。

例えば、広報紙を配布した後にもまた新しい情報が出たときに、また次の情報をどう伝えていくのかというのは非常に大きな課題だと思います。そういった情報を、新しい情報が出れば、例えば接種会場で配布をしたり、接種会場に掲示板を設けて、こういった情報が出てますよということを貼り出すという、そういった広報活動ということは可能でしょうか、お伺いいたします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 御指摘のとおり、本件に関する情報発信というのは細心の注意を払う必要があります。日々、情勢が変化し、今も変化していますので、最新の情報を発信するべきなのですが、それをまた垂れ流しにしてしまうと的確に届かなくなってしまうというのは、存在する情報が本当に多いんですね。ですので、発信者の側が責任を持ってきちんと整理をして届けるのが肝要だと思ってます。

その意味では、御指摘いただいた接種の会場、そこでぎりぎりになって初めて知るというのはなかなか好ましくない。本当はもっと前の段階から、それこそ医療機関と今、連携をしておりますので、そこでの情報提供をやっていくんですが、ただ、その接種の場での最終確認、このあたりも念入りに体制を整えようと考えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田邊議員 新型コロナワクチン接種について市民の方からいろいろな声を頂きます。とにかくお太助フォンの使い方も分からんけえ、とにかく紙で頂戴ねって言っというということも多くの方から言っただいております。市長がおっしゃるように、出せる情報、曖昧な情報はもちろん出せないということもあると思いますので、しっかりとした情報をしっかりと届けていくということをぜひともやっていただきたいと思います。

また、ワクチン接種、先ほど言ったのはリスクがある方もおられますし、いわゆる自己判断でするしないを決めます。ワクチン接種をしないと選択された方、もしくは、接種そのものができないという方も現実にはおられると思います。そういった方に対して、あの人はワクチン接種してないからコロナになるかもしれないので、ちょっと危ないねみたいな、そういったような差別がないよう、そういった情報を含めた啓発活動というのをしっかりとやっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

認定農業者等への機械導入助成について質問させていただきます。

農業施策の補助金の中に、市の単独補助として担い手機械等整備支援事業と野菜等機械整備事業があり、補助金の額はどちらも20%以内で、上限額が50万円となっております。また、補助金の対象者も認定農業者、

認定新規就農者の部分が共通しております。これを踏まえて次の質問を行います。

担い手機械等整備支援事業の趣旨は、農業の担い手に対し、必要な機械・施設整備にとされていますが、補助対象者の条件の一つに、10ヘクタール以上の経営面積とあります。趣旨では、農業の担い手となっていますが、実際にはこの10ヘクタール以上という経営面積は、水稻を作っていない農業者には使えない条件だと思います。趣旨と条件の整合性及び支援の考え方について市長の見解を伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 反問権をどうしようか迷うところであるんですが、私の解釈をした上でお答えしますと、10ヘクタール以上水稻というふうにお話になったのは広さのことかと思うんですが、その経営面積に関しては、要綱の第2条第1項第2号に、3ヘクタール以上の面積を有する農業者も規模拡大という要件はつくんですが、それを満たせば対象とするとなっています。要は、3ヘクタールを持っている方から拡大するという意思をお持ちであれば対象になるというものです。ですので、水稻以外でも適用は可能だと考えていまして、したがって、幅広い農業の担い手支援になっていると捉えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田邊議員 御指摘のとおり、条件のもう一つに3ヘクタール以上の経営面積があり、事業実施年度の前年度から4年が経過するまでに経営面積の増加が1割以上見込めることという条件です。つまり、規模拡大をするという予定がない方、いわゆる今の栽培面積を続けるという方は、水稻に限らず、3ヘクタール以上10ヘクタール未満であっても使えないという条件なので、実質、これは非常に狭き門であるという印象です。

3ヘクタール以上という中でも、作目にはよるんですけれども、なかなか水稻以外で、例えば施設野菜だけで3ヘクタール以上の経営面積を持たれているところというのは、本市においては限りなく少ないと感じております。そういった意味で、水稻しか使えないのではないかというイメージなんですけれども、現実には、この担い手機械等整備支援事業のここ10年間の実績なんですけれども、やはり使われているものがほとんどが水稻関係の機械です。

倉庫や施設という名目のものは、それは水稻なのか、施設野菜なのか、または果樹なのかというのが分からないんですけれども、それも含めて水稻以外の機械というのを見てみたところ、ここ10年間で250件の実績の中で、先ほどの機械というのは21件、8.4%です。野菜の機械というだけで見ますと、250件中6件、2.4%です。もちろん、栽培農家の割合と言いますか、やはり安芸高田市は水稻農家が多いということがありますので、一概にこの数字が水稻ばかりという結論にはならないと思

ます。ですので、ここの対象者の条件というものに対しては議論の余地があるのではないかと思います。

それでは、これを踏まえて次の質問に移ります。

野菜等機械整備事業は、補助の対象の機械が8種類、施設4種類と限定されています。担い手機械等整備支援事業と比べて対象の機械に差があります。認定農業者であっても経営面積によって補助金を使えないということや対象の機械から外れるというようなことになり、作目の違いによって、同じ認定農業者であってもメリットが少なくなるということが起きております。この格差がある現状を解消し、認定農業者を増やしていくという方向にシフトしてはと思いますが、市長の見解を伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 まず、対象となる機械についてなんですが、これは随時見直しをかけてきています。実際、農業者団体であるJA広島北部等からの要望を受けて適宜調整をしているという段階です。野菜に関しては、現在は露地野菜だけでなく施設野菜もその対応の対象となっています。ですので、田邊議員がおっしゃるとおり、担い手農家、この支援をしっかりとやっていく、その体制にはなっているかと思えます。

加えて、前段で御指摘いただいた実質的に水稲ばかりじゃないかというところ、これはこのまちの課題だと思っております。お米を作っている農家の方が大多数なんですね。これはたしか12月のこの場だったかと思うんですが、稲作以外の農業もやっていきたいと思います。それを応援しますというこの方針で市は今、取り組んでいます。

○宍戸議長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田邊議員 一度は認定農業者になったものの、認定農業者というのは、5年間の栽培計画を立て、認定をしていただくわけですが、5年後に更新時期が来るわけですね。その5年後に、先ほど言ったようなメリットがやはり少ないと言うか、使える機械がないということで、更新せずにそのまま流してしまうという方もおられます。そういったことを減らす体制づくりというのにも必要だと感じております。

次の質問に移ります。

担い手機械等整備支援事業と野菜等機械整備事業の両方に認定農業者という条件があります。いずれの事業も意欲的な農業者を支援したいと市の考えに基づいていると思えます。この認定農業者という制度を活用した補助対象条件となるようにすればいいのではと思いますが、市長の見解を伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 現状なんですが、この認定農業者に対しては、各種制度、それから研修会の案内や要望に応じた提言・助言というのを行ってはいまいます。で

すので、既に認定農業者の支援・制度を活用してはいるとの認識ではありますが、まだ足りんと御指摘であるところも分かるところではあります。そのように認識をしています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田邊議員 先ほど認定農業者について少しお話したんですけれども、認定農業者というのは、農業経営改善計画書5年分、作成します。その書類を作り、5年後の農業経営が所得400万円以上、年間労働時間が2,000時間以下になるように計画を立てるというものです。必要な計画書、必要な書類を提出しまして審査をしてもらって認定を受けると、認定農業者という形にはなります。そして、5年後の更新時にもう一度同じような形で書類を作成し、それを提出して認定されれば、また認定農業者として認定されます。

つまり、5年間の計画を立てるんですけれども、その5年間の計画がどうだったのか、達成できたのか、できなかったのかという精査する場面がありません。せっかく立てた経営計画が達成したかどうかというのがチェックをしないのであれば何のための契約なんだということにもなるんですけれども、他市では、この経営計画を立てて認定農業者になる際に、その経営計画を提出した後、その計画が妥当であるかどうか、面接などが行われております。やはり経営計画、認定農業者というのは、計画を立ててちゃんと農業で利益を出していくという計画ですので、しっかりと利益を出す経営体を育てる、そういう目的もあると思います。その計画の実効性のチェックは必要だと感じますが、市長のお考えをお聞きします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 田邊議員が御指摘くださったとおり、計画というものは、その後が大事です。振り返りですね。それによって軌道修正もできますし、その5年後、新たな5年も考えることができる。その意味では検証、とても大事です。ただ、これをどの程度正視にやっていくか、ここの加減は、また重要なポイントだと思っています。今現在、当市の方針としては、緩く取って、みんなやってくださいという、この支援を優先しているという状況です。

ここから、田邊議員が御指摘くださったとおり、よりその支援を実効性のあるものにしていく。ちょっと厳しいことを言えば、ある程度振るいにかけると言うんでしょうか、ギョッと絞り込んでいく、この作業・工程は事業としては必要だと思います。ですので、今、すぐにといいわけではないんですが、より実効性を高めていく。それすなわち、安芸高田の農業・農政をどう発展させていくかですので、そのような視点に立って検討をしていきます。

○宍戸議長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田邊議員　市長がおっしゃられた、まず緩くして、しっかりと認定農業者になっていただくという、この考えは非常に大事だと思います。そもそも認定農業者になろうということを思わなければそういったことも実行されないわけですから、そういった意味でも、先ほど来、質問をしております補助事業、やはり認定農業者になれば作目に関係なくしっかりと支援策はあるんだよというメリットを打ち出すことは非常に大事かと思いません。

そして、なったら、ただ単にメリットを見せるのではなく、せっかくなっていた方々にしっかりと経営発展していただくために、その計画を実行していただく、先ほど市長が言われた、ふるいにかけると言いますか、しっかりと経営発展をしていただく作業を市のほうでも手伝うということは非常に大事なのではないかと。

農業は、自然環境の変化であるとか、現在、安芸高田市では鳥獣被害など、なかなか突発的な事案が起こるリスクが非常にあります。先ほどあった計画にしても、100%実行するということがなかなか難しいというのものもあるかもしれません。ですので、例えば、立てた計画の80%の達成をした方にこの補助金は使えますよというような条件を入れることで経営者のやる気を引き出したり、例えば、達成してなかったんなら駄目なのかということではなくて、その受け皿も用意しておいて、例えば、計画達成できなかった場合は、計画達成しておられる、素晴らしい経営者さんが安芸高田市もたくさんおられますので、そういったところにどういう改善をすれば達成することができるんだろうかというような、今、1日でも研修会に行くというような条件をつけることで、たとえ達成できなくても経営改善につながるということができないのではないかと思います。なかなか縛りを設けるとするのは難しい部分があるかもしれませんが、そういった研修制度等を導入することは可能かどうか、市長の考えをお伺いします。

○宍戸議長　答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長　ふるいにかけると言うところとちょっと言葉が失礼ですよ。私も自分で言うとおいて。ただ、実態としてはそのとおりだと思います。

間口は広くですが、だんだんとブラッシュアップしていく、その過程が必要。今、御指摘、御提案と言いますか、頂いた8割達成で補助金ももしかすると追加になるかもしれないですが、その枠組みの制度設計、これはこれから検討していきます。

ただ、問題なのは、行政のサービスとしてどこまで組み上げるかなんです。要は、あまり複雑ですと運営のコストがかさみます。その意味では、できる限りそこは簡素化しながら、それは行政のコストという意味もあるんですが、利用される農業者の方の手間ですね。それもありますので、その辺のさじ加減、バランスを取りながら検討していく考えで

す。

○宍戸議長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田邊議員 制度設計等なかなか難しい部分はあるんだということであると思うんですけども、議論の余地はあると答弁いただいたと解釈しております。

補助金というのは、これは私の考えではあるんですけども、投資であると考えております。農業者の設備投資を支援し、経営改善や経営発展をすることでその方に利益を出してもらい、税金を納めていただくことで回収する。そういったスタンス、考え方が大事だと思いますが、市長のお考えを伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 全く同感であります。行政が出すお金、いろいろ種類はあるんですけども、これを総じて投資だと思っています。単にお金をあげるんなら、何で税金取ったんという話になりますよね。なので、還付じゃないんです。行政が意志を持って目的を掲げて使っている用途があるんです。ですので、その目的にかなうようしっかりとこの枠組みを、投資が回収できるように設定していきたいと思います。

○宍戸議長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田邊議員 市長と同じ考えで安心いたしました。そうですね。ちゃんと利益が出れば営農を続ける意欲が出ます。例えば、年齢的な理由、また、けが等で、突然、営農が続けられなくなるということも実際ありますが、利益が出ている経営であれば引き継ぎたいと思っていただける可能性も上がります。また、営農が続くということは、その土地は耕作放棄地にならないわけですし、田畑が荒れないことでシカやイノシシのすみかになる、そういった場所が増えないという可能性も上がると思います。これは市長が言われる未来への投資につながると思います。担い手機械等整備支援事業も野菜等機械整備事業ともにより支援策だと思いますので、運用を変えることでもっとよりよい可能性、よりよい方向へ進むことを願います。

それでは、次の質問に移ります。

パートナーシップ制度導入について質問いたします。

パートナーシップ制度を導入されると記者会見等で発表されましたが、今後の取組の方向性についてお伺いいたします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 まだ検討段階ではあるんですけども、今の方針としては、条例を制定しようと考えています。その上でパートナーシップ制度を運用するという意向です。

これに対して参考までになんですが、今年の1月から始まりました広島市は、「要綱」で諸条件を整備するという形になっています。ですので、広島市とはちょっと違う形で、条例というところまで進めたいというのが現時点の考えです。

○宍戸議長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田邊議員 このパートナーシップ制度というのは非常に私は大賛成であります。

1月3日の中国新聞の記事だったと思うんですけども、広島市がパートナーシップ制度を導入されるという記事の中に、導入を検討しているまちの中に安芸高田市が入っておりました。今後どういうふうになっていくのかなと、幾つか一般質問したいなと思っていたところ、早々に市長が導入しますという発表をされたので、非常にうれしく感じました。

しかしながら、これはあくまで制度です。せっかく制度をつくっても性的マイノリティの方が安心感を持って生活するということには社会的理解の促進が必要だと考えます。コロナ禍であるため、なかなかすぐということとは難しいかもしれませんが、講演会や啓発活動、そういったものに取り組むお考えはあるのか伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 制度と社会の理解、この順番なんですけれども、私は必ずしもどちらが先、どちらが後、決まってないと思います。もっと言うと、一緒ならば同時並行、掛け合わせながら出来上がっていく、それが理想であり、それが実際だと捉えています。

まず、お答えしていくと、その意味では、この案内ですね、いろんな形での情報発信、もちろんやっていきますが、この制度、この設計をやっていってますよ、この姿勢自体が理解を促していくと信じてます。

これはなぜこの取組をやったかなんですけれども、マイノリティという言葉、ここで言うと性的マイノリティなんですけど、誰かの話ではないんですね。全員の話です。これは少数の人を差別しちゃいけないよ。そういうことでもないんです。

よくよく思い返してみると、それぞれが実はいろんな切り口で少数派、マイノリティになります。性別で例えばLGBTという方が確かにいらっしゃるんですけど、そこが性的にはマイノリティと言いますが、社会的に、この場で言ったら女性がマイノリティになってますよね。これさんざんニュースでやっているとおりで。

私自身も経験しましたが、アメリカへ行ってみると、アジア人、マイノリティです。今、事件が多発して、ニューヨークのほうはまた問題になっていますが、実は、いつ何どき誰にでも起き得るんです、こういう事態は。たまたま日本という国、社会は長きにわたって多くの場合は年長者であり男性、この優位が確立され、動かなかった。マジョリティーです、圧倒的。どこに行っても、学校でも社会でもスポーツでも。だか

ら問題にならなかったんです。声を上げる人がいなかったから、ただ、それだけなんです。でも、そのときのどなたかであっても海外へ行けば、何か違う事業を始めれば少数派になったはずなんです。その当たり前の事実を今この時代はようやく認識できるようになっています。ですので、このたびのこのパートナーシップ制度、この運用を開始したいと考えています。

これはどこかの誰かの話ではなく、差別はいけんよね、そういう当たり前のそれももちろんなんです、そういうことだけでもなく、みんながひとしく自分のことだと思って考える、取り組むべきだと思っています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

田邊議員。

○田邊議員 すばらしい答弁をいただきましたので、僕の返す言葉がなくなってしまいましたので、以上で質問を終わりたいと思います。

○宍戸議長 以上で、田邊議員の質問を終わります。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

6番 芦田議員。

○芦田議員 6番、芦田宏治です。

通告に基づき、大枠2点について質問します。

最初に、ごみの減量化と資源循環型社会の構築について質問します。

ごみの減量化に向けた取組やリサイクル、生ごみの堆肥化などは、昨年9月の定例会での一般質問で、同僚議員が詳しく取り上げていますので、今回、私は具体的な取組を中心に質問したいと思います。

1番目の質問をします。ごみの減量化は、全国どこの自治体にとっても待ったなしの課題です。安芸高田市も同様で、定例会初日の石丸市長の施政方針でも、循環型社会の構築を目指し、リサイクルだけでなくリユースの普及を推進すると述べられています。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で市税などの歳入が減少する中、人件費や社会保障費などの経常的経費は増加しており、財政の健全化が喫緊の課題となっています。その中で、ごみの減量化は、芸北広域きれいセンターの負担金削減に直結するだけでなく、温暖化対策のための二酸化炭素排出抑制につながります。安芸高田市が取り組んでいるごみの減量化と資源循環型社会の構築について、現状の取組とその成果、そして現時点でどのような課題があるのか伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 まず、現状の取組と成果なんですけれども、一つ、ごみの減量化については、古紙やアルミ缶等の回収実績に対するごみ減量化対策助成金というものがありまして、これを約150団体に交付しています。また、ごみ処理機の購入補助も継続しています。さらには、甲田町において公衆衛生推進協議会甲田支部が資源物の回収に取り組まれています。

この結果なんですけれども、成果の部分ですね。きれいセンターのごみ処理量というのは、ごみが増えやすい時代ではあるんですが、今のところ微減となっております。

課題です。

このごみの処理状況をもう少し細かくお話しすると、令和2年と元年で比較した場合、家庭ごみは増えてます。一方で、事業系のごみ、企業から出るごみですね。これが減ってます。差引き、全体では1.4%、ちょっと減ったというところですよ。ですので、事業系のごみが大きく減らしてくれたわけなんですけど、逆に言うと、家庭ごみは増えています。そうしてくると、やはり課題は家庭ごみ、ここの抑制・削減になってきます。

中身としては、近年の社会情勢の変化を表しているんですが、段ボールが増えているようです。ただ、これは資源化できますので、その意味では、資源回収ですね。そのための。ここにしっかりと取り組んでいく、これが課題、そして解決策だと認識しています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 安芸高田市は、人口が減少しているにもかかわらず家庭ごみが増えているということで、そういうごみの内容についてももう少し細かく調べていく必要もあるのかと思います。

1番目の関連質問をします。ごみの減量化と資源ごみのリサイクルに向けた事業予算を調べてみると、家庭用生ごみ処理機購入補助金30万円、ごみステーションの補助金16万円、資源ごみを回収する団体へのリサイクル推進補助金400万円で、補助金総額は446万円となっております。補助金額は、令和元年度から3年度まで全て同額です。

ごみ処理の実績は、平成29年度から令和元年まで約7,780トンから7,800トン前後で推移していて、ほぼ横ばい状態です。

数字から言えることは、今の補助金によるごみの減量化や資源ごみのリサイクルについて、現状維持はできているが、さらなるごみの減量化にはつながっていないということです。

生ごみについては、家庭用生ごみ処理機の補助金申請件数は、合併以来、合計で1,177件となっておりますが、直近の3年間では、平成30年度27件、令和元年度25件、令和2年度は2月末時点で12件となっており、年々減少しています。令和3年度2月現在の安芸高田市の世帯数は1万3,553世帯ですから、生ごみ処理機の利用者が年に20件から30件増えただけでは市全体の生ごみの減量化には大きな効果が出ていないのが現状です。

ごみの減量化、資源ごみのリサイクルには、補助金で対応するだけでなく、市としてごみの減量化に向けて本格的な対策を取っていく必要があると考えますが、市長の考えを伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 主には、生ごみ処理機の普及についての御質問だったと捉えましたので、それについて私の考えを御案内しますと、普及率という意味では、高い低いの評価が難しいんですが、まだ伸びそうではあるなど、今、数字を聞いた限りでは思います。ただ、そのあたりで頭打ちになっていくだろうというのも想像ができなくはありません。

というのは、生ごみを処理するのに、それなりのコストが発生します。手間だということですね。それを超えてなお導入していくには相当なまずはベネフィット、得すること、これが必要ですし、それをなお超えていく、要は経済合理性だけではなくポリシーとして生ごみは手元で処理していくんだ、これはどうしても時間がかかるんだろうと思ってます。時間というのは、これまで積み上げてきた、これでもなお成し遂げられてないから余計にかかると思っています。

比較的、都会よりも、このようなまちですので、地方の小さい自治体、田舎のほうが処理に対する前向きな姿勢というのは起きやすいんだろうとは推測するんですが、それでも意識がここにどまってしまっているとなると、長きにわたってですね、ここから一段意識を上げていくというのは非常に至難の業となっているだろうなというのは、これは私の現状把握です。

ですので、どうやって意識改革をしていくかという課題になってくるわけなんですけど、まずは、やはりインセンティブです。先ほど経済合理性と言ったんですが、まずは初期費用、ここを抑えていく。生ごみ、ごみに出すのはやめようねのために取っかかりをつくっていく。その意味では補助金、この活用というのは、金額も含めて見直していく余地があると、そのように考えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 市長が言われたように、生ごみ処理の活用、方法についてはもう少し検討する余地があるのではないかと思います。一番大事なことは、補助金に頼っているだけでは今以上のごみの削減は非常に難しいということです。

生ごみの削減についても、今は生ごみ処理機の購入補助なんですけど、根本的に各家庭で生ごみ処理の方策を考えて、それを各家庭で、今みたいに年に20件、30件、生ごみ処理機を買ってもらうんでなしに、全体にどうやってその処理機を設置していくか、そういう理解をしてもらうようにして、個々の家庭で生ごみ処理の方法を考えてもらうように、そこらの検討をしていく必要があるのではないかと思います。

2番目の質問に移ります。

市の財政が厳しい中で、ごみを減らすことは経費削減に大きな効果が期待できます。例えば、令和2年度の芸北広域きれいセンターの負担金が約2億7,000万円なので、仮に5%燃えるごみを削減できたら負担金の数式に当てはめて計算すると年間約215万円、ごみ処理の負担金を減ら

すことができます。10年間では2,150万円の削減になります。これを芸北広域環境施設組合の児玉事務局長は、ごみの分別が確実にできたら、燃えるごみもあと20%は削減できると言われていますので、年間約955万円の負担金を削減することが可能です。10年間では9,550万円の削減ができる計算になります。

燃えるごみの削減を一気に20%まで持っていくのは容易なことではないと思いますが、きれいセンターを運営している芸北広域環境施設組合では、一般廃棄物処理基本計画の中で、ごみの削減目標を令和8年度に平成27年度比10%削減を掲げています。この目標でいくと中間の令和3年度は6%削減になっています。しかし、今の状況では、中間目標の達成は困難ですし、最終目標の令和8年度10%減の達成も、非常に厳しい状況です。早急に目標達成に向けて取り組むべきだと思います。

目標を設定すれば、やるべきことが明確になります。焼却ごみの削減には、分別の徹底と生ごみの堆肥化システムの導入を検討することが欠かせないと思います。生ごみの堆肥化については、工夫を凝らしながら事業を軌道に乗せている自治体がありますので、安芸高田市に合ったシステムを導入すればよいと思います。

また、資源ごみのリサイクル、リユースには、分別場所と保管施設が要ります。3月1日の中国新聞に、安芸高田市では閉校した小学校など7施設の活用に向けた本格的な検討を始めるという記事が載っていました。売却や譲渡も1つの手段かもしれませんが、学校の施設にかかわらず、市で利用しなくなった施設をエコステーションとして再利用することも、ぜひ検討してほしいと思います。

石丸市長は、昨年9月の定例会の一般質問で、同僚議員のリサイクルを推進するためのエコステーションの設置についての質問に、現在行っている公衆衛生推進協議会甲田支部の分別回収用ステーション事業、向井原地域振興会などの資源物回収事業を他の地域にも拡大していきたいと答えられています。ごみの資源化を推進していくには、モデル地区のリサイクル事業を参考にして、各町にエコステーションの設置を展開していくのが、一番効果的だと思います。ごみの減量化と資源のリサイクル、リユースに具体的にどのような取り組みうとしておられるのか、伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 このエコの問題なんですけど、12月の一般質問でも少しお話ししましたが、エコロジーと同時に、エコノミーも大事だと考えています。エコロジー、環境、環境保全と同時に、エコノミー、経済ですね。これ、順序逆転させてはならんのですが、エコノミーのためのエコロジーですよ。でなければ、人類が滅びたほうが地球きれいになるみたいな極論にいきまますので。人の社会を持続可能にするために、環境、エコロジーが大事ですねと、この順番です。

ですので、このごみの問題、もちろんいわゆるエコ、環境のためにや  
っていくべきなんです、その際には徹底的に経済的であるべきです。  
でなければ、当市のような、財政的に非常に脆弱な自治体では成り立ち  
ません。たとえ何とか無理して、循環型の、例えばごみの処理システム  
を作ったとしても、財政がもたなくなったら、短命で終わってしまいま  
す。ですので、制度設計の際には、常に経済的な視点、これで組み上げ  
ていく必要があると思っています。

その意味では、御質問の中にありました、どのようにリサイクルをし  
ていくか。例えばですが、生ごみについては堆肥化、これがもちろん有  
力になります、例えばですけれども、食物の残渣、余り物ですね、こ  
れを原料として堆肥化を行っている企業もあります。ですので、そのあ  
たりの知見は活用できると考えています。

また、リユースのほうなんですけれども、これ、分別のステーション  
と組み合わせることもできるのではないかと考えています。ステーショ  
ンの運営、これ、手間がかかります。なので、そこと、あくまでもプラ  
ン、アイデアなんです、そこにリユース事業を併せて、リユースで収  
益が上がるようになれば、一体化して運営が回っていくのではないかと  
、そのように考えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 ごみの削減、持続可能な社会、ふるさとづくりは、資源循環型社会の  
構築こそが欠かせないと思います。併せて、ごみの減量化には、市民の  
協力は欠かせませんが、それと同時に、行政は市民がごみの減量化に協  
力しやすい環境をつくっていくことが、事業を成功させる近道だと思  
います。

3番目の質問に移ります。

ごみの削減は、まずごみの分別を確実にやるのが大切なので、地域  
住民の理解と協力が絶対条件だと思います。そのためには、市の広報や  
お太助フォンを活用した啓発活動をはじめ、公衆衛生推進協議会、地域  
振興会などと連携した取組を積極的に推進していく必要があると思  
います。これらの取組については、行政、学識経験者、地域振興会、環境団  
体、民間企業などで協議会を作ることからスタートしていけばよいと思  
いますが、市長はどのように考えておられるか、伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 これは今、芦田議員おっしゃった、本当にそのとおりだと思ってい  
ます。昨年度実施しました、リユース市のような事業については、引き続  
きいろんな団体と連携を協力を図っていく考えです。

例えばなんですけれども、ほかの自治体では、障害者作業施設などと  
連携をして、このリユースショップを運営している例もあります。です  
ので、いろんな団体が、何て言うんでしょうか、その活動を活性化させ

る一助にもなりますので、うまく組み合わせていきたいと考えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 市長が言われるように、いろいろな団体を巻き込んで、ぜひ連携してやっていただきたいと思います。

4番目の質問に移ります。

芸北広域きれいセンターでは、ごみの収集・運搬を民間企業に委託していますが、他県の自治体では、行政がごみの減量化とリサイクルを推進するために、民間企業に事業を委託して、生ごみ堆肥化システムの導入などで、ごみの減量化に大きな成果を上げておられる事例もあります。安芸高田市においても、ごみの選別や資源ごみのリサイクルを民間企業に委託することの検討や、官民連携した事業の取組を将来的には検討していく必要があると思いますが、市長のお考えを伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 これもまた、芦田議員のおっしゃるとおりで考えています。

将来という随分先の話ではなく、近いうちに、私の任期の間に、これはきっちりと話をつくっていききたいと思っています。

実際のところは今、北広島町と芸北広域環境施設組合というところで共同処理を行っていますので、ここで提案活動を行っています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 市長から、近いうちに、任期内にということなので、4年以内にしっかりそういう状況が見られると思いますので、楽しみにしております。

先日、資源のリサイクル事業について、民間企業の取組を聞かせていただきました。ロボットを使った資源ごみの分別をはじめ、技術開発のスピードの速さを聞いていて、官民連携を早急に検討していく必要性を痛感したことをつけ加えておきます。

5番目の質問に移ります。

芸北広域きれいセンターは、築26年が経過しており、ごみ処理施設の老朽化への対応を検討する時期に来ています。こうした中、環境省は、第5次環境基本計画において提示された地域循環共生圏を目指した取組を推進することとしています。各地域がその特性を生かした強みを発揮し、地域でできるものは地域で解決するという自立分散型の社会を形成しつつ、広域で実施することが有利なものは広域で実施するよう、勧められています。

国は、施設の広域化、集約化を推進していますが、今後の施設整備の方針について、安芸高田市としての考えを伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 先ほど言及しました北広島町と運営をしています芸北広域環境施設組

合では、脱焼却を目指しています。ごみを燃やさない処理を目指すというものです。そして、効率的なごみ処理事業を展開する、この2つが大きな方針となっています。

具体的にはなんですが、ごみを乾燥させる、発酵・乾燥させる、そして固形燃料として利用する、いわゆるトンネルコンポストと呼ばれる方式を検討しています。来年度はこうした処理に関わる事業可能性調査を実施する計画です。

芦田議員のお言葉にあったとおり、このあたり、これも含めてなんですが、いろんな分野で民間の知見をもっともっと活用していく必要があるなと思っています。実際、私が就任して以降も、幾つか事業の展開、サービスの導入を行いました。なぜ今までやらなかったんだろうと思うことが多々あります。ですので、引き続き官民の連携、民間の力をしっかりと活用していく、この方針で市を発展に向けていきたいと考えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 脱焼却を目指すということで、そのためには、ごみを徹底的に分別するということが大切だと思います。それと併せて、その分別して資源化するためには、やはり民間企業の力を借りる必要があるなどというのを、この前、リサイクルの会社に行ったときにつくづく思いましたので、ぜひ市としても検討をお願いいたします。

今、質問しましたこの件については、芸北広域環境施設組合で、今後協議していくことになると思いますが、安芸高田市の20年後、30年後を考えて、市の負担が少なく、環境に優しいごみ処理の在り方について、よい結論が出ることを願っています。

平成29年3月に、芸北広域環境施設組合が出した一般廃棄物、すなわちごみ処理基本計画の表紙に、「ごみを資源に、地域の宝に、みんなで作るごみゼロのまち」と書いてあります。大きな目標を持って、みんなで取り組んでいく体制が早く整うことを期待します。

大卒、2番目の観光振興の取組について質問します。

○宍戸議長 質問の途中ですが、この際、14時20分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時10分 休憩

午後 2時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

引き続き、芦田議員の一般質問を行います。

芦田議員。

○芦田議員 改めて、大卒2番目の観光振興の取組について質問します。

最初に、道の駅三矢の里あきたかたについて質問します。

道の駅三矢の里あきたかたのオープンは、令和2年4月24日を予定して

いましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、オープンは延期となり、最初は産直棟のみの営業となってしまいました。その後、国の緊急事態宣言の解除を受け、令和2年6月1日に全面的に開業しました。コロナ禍により、学校の休業、公共施設の利用停止、イベントの自粛などがあり、厳しい環境の中でのスタートとなりましたが、来場者数、売上げともに当初計画を大きく上回っています。駅長をはじめ道の駅関係者の方は、順調な滑り出しにほっとされたことと思います。

コロナ禍の中で、来場者数、売上げともに目標を大きくクリアできた要因と、運営上の課題について、伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 まず、状況を整理しておく必要があります。

目標値なんですけれども、客の数で言いますと、毎月3万5,000人ほどになっていますが、これは1年目だけの数字ではないんですね。経営を継続していくために、恒常的に必要な値です。客足が開業当初から目標を上回って推移している。これ自体は事実です。

ただ、その要因は、新規事業だからです。当然なんですね。スタートダッシュ、珍しいのでうわーっと人が来る。それだけです。むしろ、昨年夏には既に客足、ピークアウトしています。直近、今年1月なんですけど、そのピーク時の3分の1にまで、客足、下がってきています。

ですので、これまで順調だったという評価も可能は可能なんですけど、それよりも、先行きに対する懸念が強いというのが実際です。

したがって、課題としては、2年目以降の経営をいかに安定化させるか。これに尽きます。

○宍戸議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 市長が言われるように、夏場、秋口までは非常に数字も上がっているんですが、1月、2月は非常に下がっております。ただ、野菜も少ない時期なので、そういう影響もあると思いますので、2年目に向けてこの数字が下がることがないように、対応していく必要があると思います。

次の質問に移ります。駐車場の件についてお聞きします。

私は、昨年、道の駅整備調査特別委員会の委員長をしていました。道の駅オープン後の来場者数、売上高ともに計画値を上回る結果でしたので、道の駅整備に関して、本委員会の所期の目的は達成できたものと考え、令和2年8月に、委員会調査終了の報告をしました。委員長報告の中で、開業後に上がった駐車場などに関する駐車台数や、国道54号線への出口などの課題への対策について、早期に対応できるよう、執行部に要望しておりました。週末や祝祭日などは、駐車場の整理にかなりの人員を投入しておられましたが、駐車台数の件、駐車場から三次方面への右折車両の交通の問題へ、どのように対処されたのか、伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 この駐車場の問題なんですけれども、これも非常に大きな課題です。ただ、喜ぶ話ではないんですが、客足が減ってきますと、この駐車場の問題というのも、少しは緩和されると、そういう状態にはあります。

この駐車場の課題、まずは駐車台数のほうなんですけど、あまりにも駐車場、止められる容量が小さいことから、例えば警備費、余計に費用が、コストが発生しています。ですので、この区画の見直しを検討している段階です。

また、右折車両の問題ですね。これについては、出入口に一旦停止の指導停止線というんですか、あの点線ですね。これを引きました。加えて、信号機の設置等も要望していますが、引き続き安全の確保、ここにはしっかりと意識を向けていく考えです。

○宍戸議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 駐車場へ入って、買物をして出るときに、つい大型車両のほうのエリアへ進んでしまったとか、右折するときひやっとしたとかいう話を聞きますので、今、市長が言われたように、安全確保が第一だと思います。近くで事故とかあると、客足も遠のいてしまいますので、ぜひ安全に関する部分には、最大の力を入れていただきたいと思います。

3番目の質問に移ります。

開業1年目は、当初計画を上回るスタートを切ることができて、本当によかったと思います。しかし、先ほど市長の答弁にありましたように、2年目、3年目を見たときに、必ずしももろ手を挙げて喜ぶことはできないと言われていましたが、2年目、3年目、数字を落とさないようにするには、やっぱりいろんな取組が必要だと思います。

特に1年目は、コロナウイルスの影響があったとはいえ、道の駅新規オープンということで、新聞報道やテレビ局の放送などが集客には大きな追い風になったと思います。

2年目は、当初の計画では、田んぼアート公園がオープンして、相乗効果が期待できるということでしたが、田んぼアート公園事業が延期され、その後、中止になりました。集客増に向けて、イベントの開催や観光案内、地域情報の発信、特産品の開発など、昨年以上の集客対策を取っていくことが必要だと思いますが、2年目に向けての具体的な集客対策について、伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 この経営上の課題なんですけれども、皆さんお気づきのとおりですね、非常に立派な箱ができています。ですので、この箱をいかに有効活用していくかというのがポイントにはなっています。

そうしたときに、まず箱全体ですね。道の駅全体として、今、取り組んでいるのが、1つはオンラインショップの開設。これはオンラインな

ので箱とはちょっと遠ざかるんですが、後は市内の食材を使ったプライベートブランド、プライベート商品の開発。そして後は、これはいよいよ箱を活用するんですが、定期イベントの実施というのを計画しています。個別には、レストラン棟というところで言いますと、とにもかくにもリピーターの確保が大事になってきます。

ですので、先ほど申し上げたイベントの開催もなんですが、そもそも企画・計画されていたバイキングスタイルへのシフト、これも着手していきます。あとは、これは人気ではあるんですが、高級食パンですね。あれに代わる新商品の開発も、今、進んでいると聞いています。

また、情報発信棟、お土産物なんか売ってるところですね。あちらにおいては、旬な観光情報をサイネージ、看板と言うんでしょうか、この見える画面を通して発信していく、あとはホームページやSNSを使って、事前に、こんな話がありますよというのを発信していく、これに取り組んでいく考えです。

○宍戸議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 産直市やレストランの集客力も非常に大事だと思いますけれども、道の駅の情報発信棟に入居している、安芸高田市観光協会の施設周辺の案内などの情報発信力や、市長が先ほど言われたイベントの企画に、大いに期待しております。

4番目の質問に移ります。

田んぼアート公園整備事業は展望台の中止に伴い、当該公園整備地では田んぼアートは実施しないことになりましたが、この公園の今後の整備計画について伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 昨年12月の全員協議会で御説明したところではあるんですが、まずは市民の憩いの場、これを目指しています。そして、できることなら、にぎわいの空間、これも併せて、ここに生み出したい、そのように考えています。

その2つ、何が違うかなんですが、憩いの場というのは、非収益事業ですね。公園、皆さんが想像される、子供たちが遊んでいたり、犬の散歩とかも、もしかしたらできるのかなと思うんですが、そういう安らぎの場所と、にぎわいの空間というのは、端的に収益事業ですね。可能であれば、そこでもうかる場所にしたいと思いますが、できればと申し上げたとおり、後者のほうは優先順位では下げて考えています。なぜかという、欲を張ったがばっかりに、結局丸ごと不採算事業というのが、この町、多過ぎです。ですので、目的を明確に絞って、これは要るよねというところで、市民のこの総意をまとめ、凝縮していきたいというのが、今の方針です。

その際になんですが、財政状況、非常に厳しくなっています。となる

と、もちろんですがランニング・コストを抑えていく必要がある。これが先ほど申し上げた、憩いの場を優先し、にぎわいの空間というのは、できればというふうに考える意味です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 今言われた市民の憩いの場、にぎわいの場、目的の違う2つの場がうまく融合できればと思います。特に今からは、収益事業から目を離しては、運営は立ち行かないと思いますので、ぜひ非収益と収益事業を融合するような公園ができればと思います。

私は特に、整備計画が変更になったこの公園が、地域の方が利用する公園としてだけでなく、広島市や三次市など、近隣の市町からたくさんの家族連れが来られるような公園になればと思います。イメージで言えば、東広島市福富町の道の駅福富にありますふれあい広場です。休日には子供連れの家族がたくさん来られ、駐車場はいつもいっぱいです。安芸高田市も、子供たちが楽しみにするような公園ができることを願っています。公園で遊んだ家族が、道の駅を利用して、そこからまた安芸高田市の観光を楽しんでくれる、そういう流れができたらと思います。

次の質問に移ります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、神楽門前湯治村、北の関宿、たかみや湯の森、エコミュージアム川根、サイクリングターミナルの5施設は、いずれも前年度比で観光客数、売上げともに大きくダウンしました。市の要請を受けて臨時休業を行った影響も出たのだと思います。

市はこの5施設について、3月から5月までの3か月分の実績を基に、人件費、固定費などを算出し、商工観光施設支援補助金として、約6,860万円を支給しました。また、神楽門前湯治村、たかみや湯の森、エコミュージアム川根、サイクリングターミナルの4施設については、昨年6月から今年3月までの10か月分の売上げダウンへの支援として、3,976万円を指定管理料として支給することになりました。支給金額は、総額で1億837万円になります。施設ごとの支給額は、神楽門前湯治村、これは北の関宿分を合わせてなんです、7,178万円。たかみや湯の森、1,789万円。エコミュージアム川根、420万円。サイクリングターミナル、1,450万円となっています。

間もなく、ワクチンの接種が始まりますが、コロナウイルスの影響が短期間で収まるのは難しいと言われています。頼みにしていたGoToキャンペーンも、いつ再開されるか、めどが立っていない状況で、この5施設の急激な観光客数、売上げの回復は非常に難しいと思われます。市としても、昨年のような支援は財政的にも大変難しいと思います。それだけに、観光客増に向けて、市のバックアップがどうしても必要になってくると思います。

令和3年度の各施設での観光振興策と支援策について、どのように考えておられるのか、伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 まず、基本的な考え方なんですけれども、感染症対策と振興策というのは、トレードオフ、相反する関係にしばしばあります。ただ、これをうまく組み合わせてバランスをとっていこうというのが、ウィズコロナの発想です。そのウィズコロナの発想で、もちろんなんですけど、国や県の方針というのがありますので、それを踏まえ、慎重に対応していきます。

御質問の具体的な経営上の課題なんですけれども、新型コロナによる観光客の減少、これも収益上は大きく響いていますが、今申し上げたとおり、経営上の課題はもっと前からあります。ですので、この課題を解決することこそが、この事業の本質的な支援策になると考えています。

その意味では、就任以来、私の執務の時間の大部分を、このあらゆる事業の決算分析に注力してきました。手に入る限り、決算書全部読み込んで、経営の課題がどこにあるのか、収支はどうなっているのか、このコストはいいのか、悪いのか、前職、銀行員のとときに得た知見を用いて、フルチェックをかけています。その意味では、これからにはなりますが、その成果、少しずつですが、着実に発揮できると考えている次第です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 市長の言われた経営上の課題解決にも、ぜひ全力投球をしていただきたいと思います。

5番目について、関連質問をします。

安芸高田市全体で見たとき、市内の企業や飲食店では、持続化給付金や家賃支援給付金、雇用調整助成金など、国・県・市の支援制度を活用されています。2月15日からは、飲食店を対象にした応援金制度もスタートしていますが、給付金などの支援は、決して十分ではないのが現状です。

先ほど、5か所の市の観光施設の令和2年度の支援状況を説明しましたが、市内には、コロナウイルスの影響を受けている企業や飲食店などがたくさんあります。企業や飲食店などへの今後の支援について、市長はどのように考えておられるか、伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 まだしばらく、このウィズコロナの情勢が続くと見込まれます。そうしたときに、この支援、特に経済的な支援になるわけなんですけど、いつ、どのタイミングで、どれくらい出すんだというのが肝になってきます。その意味では、追加のサポート、その要否、そのタイミング、今、慎重に検討を重ねているところです。特に、ポイントとしたいのは、対象となる業種、事業ですね。その幅。今、お話くださったとおり、いろんな種類があります。それぞれがいろんな苦境にあるというふうに

捉えています。ですので、それを総じて見たときに、どこに本当に必要なのかというのをしっかりと見定めて、限りある財政ではあるんですけども、だからこそ効率を重視して、支援、これを練っていきたいと考えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦田議員 コロナ禍の中で、頑張っておられる安芸高田市内の企業や飲食店などの支援をしっかりともらえるように、よろしく願いいたします。

ごみの減量化と観光振興について質問しました。どちらも大きなお金を使わなくても、汗をかくこととアイデアを出すことで、確実に成果が上がると考えたからです。特にごみの減量化は、地域のコミュニケーションの構築にもつながると思っています。

質問を終わります。

○宍戸議長 以上で、芦田議員の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

14番 金行議員。

○金行議員 14番、金行哲昭です。

通告どおり、ネウボラについてと、IT眼症について、大枠2点、市長、お互いに思い合いがあって、前に進んでいきますので、よろしくお願い致します。

初めに、ネウボラについて質問します。

このネウボラについて、私が通告書を出した後に、ネウボラという言葉が施政方針に入っておりました。このネウボラについては、我々同僚議員が昨年も何人か質問をしておりまして、非常に、ああよかったという印象が第一印象でございました。

この前の産業厚生常任委員会で、ネウボラのことがある程度は説明いただきましたが、その中で私が思うことを、単刀直入に質問させていただきます。

令和3年度施政方針において、ネウボラの構築に取り組むと言っておられます。ネウボラとは妊娠期から子育て期までの、母子と家庭の子育てを支援する仕組みとなっています。市はその政策に非常に力を入れるという施政方針も出ておりますが、どのような政策を考えておられますか。お尋ねします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 金行議員の思いやりについては、私なりに承知をしているつもりではあります。

ネウボラの来年度の事業に関してなんですけれども、具体的には助産師の配置であるとか、子育て支援課と健康長寿課の連携強化というものを計画しています。

加えて訪問事業、訪問するというものに加えて、オンラインによる相

談体制を充実させ、または保育園等の関係機関と連携しながら、発達支援も行っていく考えです。

そのほかでは、家事支援を中心とした産前・産後サポート事業や、県の助産師会によります産後ケア事業というのを充実し、このネウボラ安芸高田をさらに完成させていく計画です。

なおですが、従来この町のネウボラ事業というのは、独自色というものに強いこだわりがありましたが、そうしてくると、実は国や県の方針と少しずれますので、お金という意味では、十分使い切れていなかったと聞いています。その意味では、国や県の方針にしっかり乗っかって、使えるものは全部頂き、そしてこの町に投下していく、そういう効率的な事業展開にしようと考えています。

○宍戸議長 答弁を終わります。  
金行議員。

○金行議員 国と連携を取ってやるということですが、まず1点、市長、施政方針の中に、保健師と助産師の新たな配置ということで、配置は決まってるんですが、人員のほうはどのように考えておられるのか。これだけのことを、幼児から18歳までですよね。やっていこうと思うと、たくさんの人員が必要と思うんですが、その点をどう考えておられるかお聞きします。

○宍戸議長 答弁を求めます。  
大田福祉保健部長。

○大田福祉保健部長 金行議員の御質問でございますが、先ほど申しましたように、子育て支援課と健康長寿課の連携、要は第1庁舎にいます子育て支援課の職員と、健康長寿課の職員、第2庁舎ですけれども、そちらを連携させるために、子育て支援課の職員を向こう側に移動させます。このことによって、来所された皆さん、保健師も保育士も相談員もいます。この中で一体的に、より強化した相談体制をつくっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○宍戸議長 答弁を終わります。  
金行議員。

○金行議員 もうこれ、ネウボラ事業は本当、女性・男性と言うたらいけませんので、奥さん方、男性の若い、特に若い人が言うのが、すごく以前から私のところにもどうということになっとるか、ネウボラというのはよく聞くんか、大体これはフィンランドのほうから入ってきたと、私はちょっと教わっていますが、物すごく関心を持たれていますよね。非常に喜んでおられると、今からは喜べると思いますが、これはもう令和3年2月1日に施行ということでスタートしてますが、この方法の広報を、どんどんしてもらいたいんですよ。その広報等はどこまでか、ただできたよというんじゃないしに、お太助フォンなどで広報を十分にする予定はあるのかないのか。ないということはないんですが、どういう方法でやられる

のか、1点お聞きします。

○宍戸議長

答弁を求めます。

大田福祉保健部長。

○大田福祉保健部長

市民さんへ向けての広報でございますが、広報あきたかたのほうで、まずはお知らせしたいということと、やはり金行議員おっしゃったとおり、お太助フォンであったりそういったもので、様々な方法を使って皆さんにお知らせをしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○宍戸議長

答弁を終わります。

金行議員。

○金行議員

十分に広報して、とにかくこのことは先ほど新田議員から、産婦人科ができないかという質問もあって、いろいろな総合的なこともございますし、非常に難しいこともあるから、これはそれを補う点でも必要だと思いますので、どんどん進めていきたいと思っております。

2番目の質問に行きます。

I T眼症について質問いたします。

今日、学校授業でパソコン、タブレットなどを非常に使用しています。また学校ではなく家庭では、ゲーム機、スマートフォンを使用する児童生徒が増えております。

これらの電子機器を長時間使用することによって、VDT症候群という、テクノストレス眼症というI T眼症をもたらす病気が増え、問題視されていると、よく私も聞くし、皆さんからも聞きます。

生徒のこの眼病、眼症について、どのように教育長は考えておられるかお聞きします。

○宍戸議長

答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長

近年I T機器の普及により、子供たちがテレビゲームやパソコンなどをはじめ、情報機器に触れる機会が増えてきています。

そうした中、長時間の使用や不適切な使用などによって生じる目の疲れ、あるいはかすみ、目の渇き、頭痛といったいわゆるI T眼症と言われる症状を訴える子供たちが増えることを心配をしています。

したがって、今後はI T眼症を防ぐことに重点を置いた具体的な指導、例えて言いますと、長時間の使用を防ぐとか、あるいは一定の距離を置いた指導といったような、具体的な指導をする機会を増やすことを大切にしていけることが必要になってくるというふうに考えております。

○宍戸議長

答弁を終わります。

金行議員。

○金行議員

教育長、定期検診がございますよね。その定期検診の中に、歯の検診などいろいろございますが、眼底の検診、I T眼症の検診というのは含まれておるんですか。それで定期検診はどのように行われているか、お聞きします。

- 宋 戸 議 長 答弁を求めます。  
永井教育長。
- 永 井 教 育 長 現在、児童生徒の健康診断というのは、いわゆる学校教育法及び学校保健安全法によって義務付けられております。これは年1回を原則としております。  
しかし議員からお尋ねの I T 眼症に特化した検査というのは、現在行っておりません。いわゆる一般的な目の健康と言いますか、視力等を中心にした検査が行われておるといふ状況にあります。
- 宋 戸 議 長 答弁を終わります。  
金行議員。
- 金 行 議 員 この定期検診の中に、視力検査はやっておられるということですが、I T 眼症的なことというのはなく、ただ何ぼ見えるという遠視、近視だけの検査でしょうか。
- 宋 戸 議 長 答弁を求めます。  
永井教育長。
- 永 井 教 育 長 先ほども申しましたが、現状においては、いわゆる視力を中心とした目の健康に関する検査ということになっております。  
以上です。
- 宋 戸 議 長 答弁を終わります。  
金行議員。
- 金 行 議 員 2番目に移ります。  
視力の定期検診において、視力が低いという児童生徒がいらっしゃると思うんですが、特に今、多く出ているような気がするんです。それについて教育委員会として、同等に家庭も一緒ですが、そういう指導等というのは行われているのか、行っていかなくてはいけないと思うんですが、どう考えていらっしゃいますか。お聞きします。
- 宋 戸 議 長 答弁を求めます。  
永井教育長。
- 永 井 教 育 長 先ほども申しましたが、いわゆる学校教育法、それから学校保健安全法によって、定期健康診断というのが義務付けられております。その中で、当然視力の検査が入ってくるわけですが、現状では視力が1.0以下の子供については、いわゆる眼科等専門医の受診を勧めているというのが現状でございます。  
したがって、いわゆる I T 眼症に特化した形での家庭との具体的な連携というのは、今のところ取っておりません。  
しかし先ほど申しましたように、今後におきましては、議員御指摘のように、今後ますます学校においても、いわゆるタブレット等を用いた学習教育活動が増えてまいりますので、今日指摘されております、いわゆる I T 眼症による目のかすみでありましたり、視力の低下あるいは乾きといったようなものに特化した形での、家庭との具体的な連携というのも必要になってくるだろうというふうに思っております。

現状においては、文部科学省が、教育の情報化に関する手引きでありますとか、児童生徒の健康に留意したICT活用といったようなガイドブックを作っておりますので、当面はそれらを参考にした具体的な家庭との連携ということになってこようかというふうに考えております。

○宍戸議長 答弁を終わります。

金行議員。

○金行議員 当面そういうことですが、これからは教育長、やっぱり子供の視力が低下する傾向にあるというのは目に見えとるという考え方じゃし、報道にもあるし、新聞、相当、本にも出ておりますので、どうですかね。朝晩学校に来たら、何分間は外に出て気をつけるとか、目とパソコンを30センチ離せというルールみたいなもんはあるんじゃないかと思うんですが、そういう教育の中で、目の健康管理も教えていく必要があると私は思うんですが、教育長はどう思われていますか。

○宍戸議長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 全く議員と同感の考えでございます。

現在においても、いわゆる視力低下、目の健康ということについては、全ての小中学校ということではありませんが、学校が特色を出すということの中で、目の体操といったような活動に取り組んでいる学校もあります。

いわゆるIT眼症、タブレット等を使用した目の健康ということだけでなく、そのことが頭痛でありますとか学習意欲、生活意欲の低下ということにもつながってくるということの指摘もありますので、いずれにしても、目の健康も含めて、児童生徒の健康の保持・増進ということには、教育活動全体を通して取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

○宍戸議長 答弁を終わります。

金行議員。

○金行議員 本日私の思い、我々同士、また地域の意見、お父さん、お母さん、お姉ちゃん、おばあちゃんの意見、ネウボラについても、IT眼症についても、子供を育てる非常に大事な施策と思うんですよ。これを一生懸命、我々議員とまた執行部と一緒に邁進していきたいと思っておりますので、私の質問をこれで終わります。

○宍戸議長 以上で、金行議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は、3月8日午前10時に再開いたします。お疲れさまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 3時00分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員